

令和2年度

清掃事業の概要（案）

恵庭市生活環境部

廃棄物管理課／計画調整課



目次

I. 恵庭市の概要.....	1
II. ごみ処理事業の沿革.....	2
1. 恵庭市ごみ処理事業の沿革.....	2
2. ごみの広域処理から単独処理への経緯.....	6
III. ごみ処理の体制.....	11
1. 恵庭市家庭系ごみ処理の大まかな流れ.....	11
2. ごみの収集について.....	12
3. 料金体系.....	12
4. 恵庭市一般廃棄物収集運搬及び処分業許可者一覧.....	15
5. 施設の概要.....	16
IV. ごみ・資源物・し尿処理実績.....	21
1. ごみ搬入量の推移.....	21
2. 家庭ごみ有料化後の状況.....	22
3. 資源物搬入量の推移.....	23
4. 資源物搬出量の推移.....	24
5. ごみ処理量の推移.....	25
6. リサイクル率の推移.....	26
7. し尿処理量の推移.....	27
V. ごみ排出抑制、啓発運動関係.....	28
1. 古着のリサイクル.....	28
2. 小型家電の回収.....	28
3. 廃食油の回収.....	29
4. せん定枝回収モデル事業.....	29
5. 集団資源回収.....	30
6. 環境美化等推進員登録制度.....	31
7. ボランティア袋.....	31
8. 集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度.....	32
VI. 生活環境部機構図.....	34
VII. 事務分掌.....	35

VIII. 令和 2 年度 恵庭市一般廃棄物処理実施計画	36
1 一般廃棄物処理の基本的事項	36
2 ごみ処理実施計画	38
3 一般廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用、エネルギー回収、適正処理の施策 ...	45
IX. 清掃関連法令・内規類・その他資料	47
○恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	47
○恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	60
○恵庭市廃棄物処理施設設置条例	75
○きれいなまちづくり条例	77
○恵庭市廃棄物の受入等に関する要綱	79
恵庭市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可に関する基準	82
○恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱	84
○恵庭市ボランティア清掃ごみ袋交付要綱	89
○恵庭市資源回収奨励金交付要綱	91
○恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱	93
○恵庭市集合住宅に係るごみ保管場所設置等に関する指導要綱	95
○恵庭市集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度実施要綱	97
○恵庭市し尿処理手数料減免取扱い要綱	99
恵庭市し尿処理券の返還の取扱いに関する要綱	101

1. 恵庭市の概要

恵庭市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、恵まれた交通アクセスと穏やかな気候風土を持つまちで、早くから住宅地整備を進めると共に、公共下水道や大学・専門学校、工業団地などの都市基盤の整備が進められ、着実に人口が増えてきています。また、季節によって様々な表情を見せる自然が広がり、農業・工業・商業とともに市民の暮らしと調和した豊かな環境に恵まれています。



●位置

東端 東経141° 39' 10"

西端 東経141° 14' 07"

南端 北緯 42° 47' 45"

北端 北緯 42° 59' 16"

●海抜 34.1m

●広ぼう 東西34km、南北23km

●面積 294.65 Km²

●人口

恵庭市は、明治30年に戸長役場が設置された時は、143世帯572人で、73年後の昭和45年市制施行時には8,750世帯34,449人となっています。令和2年3月末日現在の人口は、次表のとおりです。

世帯数		33,779世帯
人口	男	34,022人
	女	35,878人
	計	69,900人

II. ごみ処理事業の沿革

本市の清掃事業は、昭和 30 年代半ばまで各家庭等での自家処理が主流でしたが、昭和 35 年の恵庭町(当時)清掃条例施行を機に、公共処理を開始。

その後、昭和 41 年には白樺町ごみ埋立場を開設し、衛生的処理の確立と適正処理のための施設整備を進め、昭和 50 年代には収集・運搬・中間処理、そして最終処分までの一連の処理体制が確立されました。

昭和 54 年に運転開始したごみ焼却施設は、ダイオキシン類濃度基準などへの対応が難しくなったことから平成 14 年 12 月から休止しています。

平成 22 年 4 月には家庭ごみの有料化を開始し、約 2 割のごみが減少する等の効果が表れ、さらに平成 24 年 4 月から生ごみの分別収集を開始し着実に埋立量を減らすとともに、バイオガス化の原料としてエネルギーに変換しての利用を進め、循環型のごみ処理を一層進めています。

令和 2 年 4 月には新たな焼却施設が本格稼働し、可燃ごみの焼却処分ができるようになりました。これに伴いごみの減量化、最終処分場の延命化、衛生的処理ができるようになりました。今後も引き続き、環境保全を重視した更なる廃棄物の適正処理と資源循環型社会の実現を目指します。

1. 恵庭市ごみ処理事業の沿革

年度	出来事
昭和 31 年	衛生自治会連合会設立(町内会 24 地区で構成、恵庭市衛生団体連合会の前身)
昭和 35 年	恵庭町清掃条例施行
	ごみ収集開始(委託・有料制)
昭和 38 年	直営によるごみ収集開始(有料制)
昭和 41 年	白樺町ごみ埋立場開設
昭和 44 年	し尿処理場運転開始
昭和 45 年	市制施行
昭和 48 年	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
	一般家庭ごみ収集手数料を無料化
昭和 53 年	北海道グリーン作戦、市民総ぐるみ清掃美化運動展開
	衛生自治会連合会を恵庭市衛生団体連合会に名称変更 恵庭市廃棄物処理施設設置条例施行(3 月 15 日)
昭和 54 年	可燃ごみ及び不燃ごみの分別収集開始
	ごみ焼却場運転開始
昭和 55 年	恵庭下水終末処理場運転開始
昭和 58 年	地域環境美化助成事業として、ごみステーション設置助成事業開始
	恵庭市ごみ処理基本計画を策定
昭和 59 年	盤尻ごみ処理場(破碎・埋立)運転開始
	事業系一般廃棄物、産業廃棄物処分有料化
昭和 61 年	粗大ごみ収集開始
昭和 62 年	ごみ収集を一部民間委託
昭和 63 年	し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定
平成元年	新し尿処理場(中島松)運転開始
平成 4 年	生ごみ堆肥化容器購入助成制度開始
	衛生団体連合会の協力を得、ごみ組成分析事業開始
	資源回収モデル事業開始
	ごみ処理場第 2 期供用開始
平成 5 年	「衛生課」を「環境衛生課」と「清掃課」に組織変更

	ごみ収集全面民間委託
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全部改正し、施行(3月30日)
平成6年	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則全部改正し、施行(4月8日)、改正(3月30日)
	集団資源回収奨励金助成事業開始
	恵庭市資源回収奨励金交付要綱策定・告示(4月1日)
	恵庭市ごみ処理基本計画を策定
	恵庭市廃棄物減量等推進審議会を設置
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(2月2日)
平成7年	「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」半透明ごみ袋を指定し、分別の徹底、収集作業の安全確保及び適正処理促進(10月実施)
	し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定
	ごみ処理場第3期(産業廃棄物用)供用開始
平成8年	恵庭市分別収集計画策定
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定[5ng/m ³]
	し尿処理手数料改定
	恵庭市し尿処理手数料減免取扱い要綱策定・告示(7月1日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月30日)
平成9年	「ごみ処理広域化計画」(北海道策定)が示される
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定[3.7ng/m ³]
平成10年	「廃棄物処理推進室」を設置
	恵庭市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定[7.7ng/m ³]
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月30日)
平成11年	資源物分別収集説明会[61町内会 延 3,000人に実施]
	道央地域ごみ処理広域化推進協議会設立
	「道央ブロックごみ処理広域化基本計画」の策定
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定[5.3ng/m ³]
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月16日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(3月29日)
平成12年	「清掃課」を「廃棄物対策課」、「廃棄物処理推進室」を「廃棄物広域処理推進室」に組織名称変更
	リサイクルセンター運転開始
	資源物(缶・ビン・ペットボトル・ダンボール・紙パック)の分別収集開始
	ごみ処理広域化施設整備基本方針案の策定
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定(11月)[3.8ng/m ³]
	ごみ処理場第4期供用開始
	恵庭市廃棄物の受入等に関する要綱策定・告示(3月15日)
平成13年	家電リサイクル法の施行に伴い、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを排出禁止物に指定
	道央地域ごみ処理専門委員会設置
	浸出水送水管整備により送水開始
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定[8.7ng/m ³]
	南空知(長沼町・南幌町・由仁町)の資源物受入開始
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(3月14日)
平成14年	ごみ処理場(最終処分場)に可燃ごみ対策として薬剤散布車購入(コンカバー)
	道央地域ごみ処理広域化推進協議会において生ごみ可燃ごみ広域処理方針(案)を策定
	道央地域ごみ処理専門委員会報告書提出
	道央地域ごみ処理広域化推進協議会において広域ごみ処理住民説明会の開催
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(10月18日)
	ごみ焼却場休止(11月30日)
平成15年	きれいなまちづくり条例施行(3月31日)
	新聞・雑誌分別収集開始
	「廃棄物対策課」と「環境衛生課」を「環境衛生課」1課に組織変更
	「生活環境部計画調整担当」を設置
	ごみ処理場(最終処分場)の埋立処理用重機としてブルドーザー及びトラッシュコンパクタを更新
	市管理職による不法投棄監視・パトロールの実施

	し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月16日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(12月16日、3月12日)
	恵庭市集合住宅に係るごみ保管場所設置等に関する指導要綱策定・告示(3月18日)
平成16年	「廃棄物広域処理推進室」を生活環境部より独立し理事を配置
	恵庭市ごみ排出抑制促進事業開始(電動生ごみ処理機等購入助成)
	蛍光灯・乾電池分別収集開始
	し尿処理施設2次処理施設を休止。前処理後下水終末処理場へ移送し、処理開始
	ごみ処理場破碎処理施設休止
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(3月14日)
平成17年	古着リサイクル(拠点回収)開始。
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(7月14日、3月24日)
平成18年	「環境衛生課」を「廃棄物対策課」と「環境課」に組織変更
	食用油のリサイクル開始(10/1 民間による拠点回収)
	リサイクルセンター内にプラスチック容器包装減容保管施設を整備
	恵庭市一般廃棄物処理基本計画策定
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月6日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(3月31日)
平成19年	プラスチック容器包装の資源物回収開始
	ごみ処分手数料改定
	廃棄物広域処理推進室の廃止に伴い、広域処理事務を廃棄物対策課の所掌とする
	資源物の収集回数を月2回から月3～4回に拡大
	「恵庭市ごみへらし市民会議」による「恵庭市循環型社会形成のための市民提案」受理
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(10月29日)
平成20年	ごみ処分手数料改定
	ごみ処理場第5期供用開始
	「家庭ごみの有料化についての基本的な考え方」及び「恵庭市循環型社会形成推進施策(案)」について市民懇談会を開催(16回開催参加者502名)
	「家庭ごみ有料化市民説明会」を開催(75回開催参加者2,921)(1月～3月)
	恵庭市循環型社会形成推進施策策定
	焼却処理施設「恵庭市単独処理の方針」表明
	南空知(長沼町、南幌町、由仁町)の資源物受入れ終了
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(3月30日)
平成21年	「家庭ごみ有料化市民説明会」(平成21年4月～平成22年3月、103回参加者4,512人)
	ごみ減量・リサイクル推進キャラクター「クリーンちゃん」公募・決定
	恵庭市一般廃棄物処理基本計画策定
	有料指定ごみ袋外装袋企業広告公募・掲載
	ごみ分別事典企業広告公募・掲載
	ごみ処理場(最終処分場)の埋立処理用重機「トラッシュコンパクト」更新
	情報誌「ecoる」創刊
	啓発用DVD「実践しよう！恵庭のごみ減量・リサイクル大作戦」作成
	ごみ分別事典作成
	家庭ごみ有料化3点セット市内全世帯配布(ごみ分別事典、ごみ・リサイクル収集カレンダー、有料指定ごみ袋試供品)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(9月25日)
	恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱策定・告示(10月27日)
	恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱策定・告示(3月1日)
	恵庭市集合住宅排出ごみ等有料保管場所認定制度実施要綱策定・告示(3月1日)
平成22年	「家庭ごみ処理有料化」開始
	恵庭市環境美化等推進員登録制度導入
	恵庭市集合住宅ごみ等優良排出認定制度導入
	恵庭市ボランティア清掃ごみ袋交付要綱策定・告示(4月16日)
	「道央地域ごみ処理広域化推進協議会」離脱
	リサイクルセンタープラスチック容器包装減容保管施設に破袋機を設置
	ごみ処理場(最終処分場)の埋立処理用重機「ブルドーザー」更新

	し尿処理施設内に生ごみ資源化処理施設整備(工事開始)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月15日)
平成23年	ごみ処理手数料改定
	生ごみ分別収集モデル事業実施(7月)
	生ごみ分別収集市民説明会開催(115回:3,827人)
	(生ごみ分別)市内事業者向け説明会開催(第1回:48社60人 第2回:23社27人)
	分別事典別冊(生ごみ用)作成
	生ごみ分別収集試供品3点セット全戸配布(3月)
	集団資源回収奨励金増額(2円→3円/kg)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月15日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(12月15日)
平成24年	ごみ処理手数料改定
	生ごみ分別収集開始(4月)、5～8月生ごみ処理施設試運転
	廃棄物減量等推進審議会に焼却施設検討専門部会を設置(7月～11月:全5回)
	啓発用DVD「ごみ減量・リサイクル大作戦」改訂
	啓発用DVD「恵庭市生ごみ・し尿処理場 生ごみからエネルギー回収！」作成
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(6月25日)
	し尿処理場を生ごみ・し尿処理場に名称変更(9月1日施行)
	生ごみ処理施設供用開始(9月)
	中島松地域交流施設完成(12月から利用開始)
	中島松町内会へ焼却施設建設地として要請(12月)
	恵庭市粗大ごみふれあい収集実施要綱策定・告示(12月18日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月18日)
	ボランティア袋に関するアンケート調査実施(1月)
	簡易版ごみと資源物の出し方・分け方の全戸配布(3月)
平成25年	ごみ処理手数料改定
	市職員による通勤時ごみ拾い(きれいなまちづくりキャンペーン)開始
	家庭ごみ・リサイクルに関するアンケート調査実施【2,000名対象】(10月)
	事業系廃プラスチックを産業廃棄物に区分変更
	粗大ごみふれあい収集開始
	生ごみ・し尿処理場が「国土交通大臣賞」を含む4つの賞を受賞
	第6期最終処分場予定地取得
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(7月1日)
	焼却場建設予定地の中島松町内会と協定締結(12月)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月18日)
	平成26年
小型家電の拠点回収を開始(市役所・島松支所・恵み野出張所)	
古着リサイクルの回収品目を拡大(「綿50%以上のもの限定」という制限を撤廃)	
リサイクルセンターの資源物収集袋の圧縮梱包機更新(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)	
ごみ排出指導パトロール車設置(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)	
スプレー缶等の拠点回収開始(スプレー缶等の自分でガスを抜くことが出来ない分)	
剪定枝回収モデル事業の実施(10月)	
恵庭市ごみ排出抑制促進事業助成要綱策定・告示(4月1日)	
恵庭市ダンボール箱堆肥化資材支給要綱策定・告示(4月1日)	
平成27年	旧焼却施設煙突解体工事の実施
	剪定枝回収モデル事業の実施(10月)
	恵庭市一般廃棄物処理基本計画(平成27年度～平成36年度)の策定(10月)
	恵庭市ごみ焼却施設基本計画の策定(11月)
	焼却施設建設予定地用地取得(12月)
	生ごみ堆肥化容器購入助成・電動生ごみ処理機購入助成終了
平成28年	リサイクルセンター「ストックヤード」建設
	単身高齢者アンケート調査実施
	ごみサク(ごみ分別ウェブサイト検索)利用開始(3月)
	焼却施設整備工事(4ヵ年工事)着工(9月)

	剪定枝回収モデル事業の実施
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(8月9日、3月22日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月27日、3月28日)
平成29年	ごみ処理手数料改定
	スプレー缶等穴あけ不要収集開始(4月)
	リサイクルセンター「ストックヤード」稼働開始(4月)
	恵庭市ごみ排出抑制促進事業助成要綱廃止(5月16日)
	第6期最終処分場供用開始(5月)
	剪定枝回収モデル事業の実施(10月)
	都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト実施(8月～3月)
	ごみ分別事典改訂(ごみ分別事典と生ごみ分別事典の統合)
	廃棄物減量等推進審議会に分別・収集・料金体系等検討部会を設置(6、7、8、10、11、12、1月)
	リサイクルセンター、フォークリフト更新(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)
ごみ処理場、ホイールローダー購入(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)	
平成30年	分別変更説明会(11回、参加者594名)、粗大ごみ説明会(9回、参加者826名)、出前講座(43回、参加者1,328名)
	都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト実施(10月27日)
	剪定枝回収モデル事業の実施(11月)
	ごみステーションシンポジウム(11月20日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月18日、2月27日)
	新分別事典作成及び全戸配布(2月)
	粗大ごみコールセンター受付開始(3月)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(3月29日)
ごみ排出指導・パトロール車更新(防衛省・再編関連訓練移転等交付金)	
ごみ処理場、破砕機購入(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)	
平成31年 令和元年	焼却施設本格稼働に向けた分別変更の開始(4月)
	焼却施設火入れ式(10月15日)
	焼却施設試運転開始(11月)
	剪定枝回収モデル事業の実施(11月)
	排出事業者説明会(2月20日)
	新不燃ごみ袋販売開始(3月)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(3月12日)
	ごみ処理場、ブルドーザー購入(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)

2. ごみの広域処理から単独処理への経緯

平成11年12月14日に、2市4町(恵庭市、北広島市、長沼町、南幌町、由仁町、栗山町)による「道央地域ごみ処理広域化推進協議会」が発足(会長：恵庭市長、事務局：恵庭市)

(1)道央地域ごみ処理広域化推進協議会の開催状況

NO	開催日	議 題
第1回	平成11年12月14日	<協議会設立会議> ・協議会の名称・協議会規約案及び幹事会要綱案・協議会会長の選出について
第2回	平成12年2月17日	・平成12年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会会計予算について
第3回	平成12年5月23日	・道央ブロックごみ処理広域化基本計画について ・平成11年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会決算報告について ・広域処理方法について
第4回	平成12年11月21日	・ごみ処理広域化施設整備基本方針について ・ごみ処理の広域的取り組みに関する基本的合意について ・施設整備準備室体制について
第5回	平成13年2月22日	・平成12年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会予算執行について ・平成13年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会予算案について
第6回	平成13年5月22日	・リサイクル施設実施計画等策定業務委託について ・平成12年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会会計予算の繰越明許費について ・平成12年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会会計歳入歳出決算について

		・(仮称)道央地域ごみ処理専門委員会の設置について
第7回	平成13年8月9日	・平成13年度協議会会計補正予算の専決処分の報告について ・道央地域ごみ処理広域化の事業実施主体について ・広域ごみ処理施設の建設位置の選定に関する取扱いについて ・会議の公開について
第8回	平成13年9月3日	・議員連絡協議会の件 ・広域ごみ処理施設の建設位置の選定に関する取扱いの件
第9回	平成14年2月19日	・平成13年度協議会補正予算の専決処分の報告について ・平成14年度協議会予算について ・リサイクル施設実施計画策定状況について ・専門委員会の進捗状況について ・今後の全体計画について
第10回	平成14年5月24日	・平成13年度協議会決算報告について ・平成14年度業務計画(案)について ・平成14年度補正予算(案)について
第11回	平成14年8月30日	・生ごみ・可燃ごみの処理方針(案)について
第12回	平成15年2月18日	・平成15年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会予算(案)について ・可燃ごみの広域処理方針(案)について
第13回	平成15年5月22日	・平成14年度協議会決算報告について ・ごみ広域処理施設整備基本方針(案)について
第14回	平成15年11月18日	・ごみ処理施設建設候補地の選定について ・平成15年度協議会会計補正予算について
第15回	平成16年2月23日	・平成16年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会予算(案)について
第16回	平成16年5月28日	・平成15年度協議会決算報告について
第17回	平成16年5月28日	・平成16年度補正予算(案)について ・平成17年度予算(案)及び事業計画(案)について
第18回	平成17年5月17日	・平成16年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会決算認定について
第19回	平成18年2月14日	・役員の選出について(会長・監事) ・平成18年度協議会事業計画及び協議会会計予算について
第20回	平成22年5月24日	・道央地域ごみ処理広域化推進協議会の枠組み変更について(恵庭市の協議会離脱の了承を受付)

(2)ごみ広域処理施設の考え方

ごみ処理広域化の推進につきましては、国の通達及び道が策定した「ごみ処理広域化計画」に基づき、恵庭市・北広島市・長沼町・南幌町・由仁町・栗山町の2市4町で、ごみ処理に伴い発生するダイオキシン類の削減や施設建設コストの削減などを図るため、平成11年12月に「道央地域ごみ処理広域化推進協議会」を発足し、平成12年3月には「道央ブロックごみ処理基本計画」を策定しました。しかし、栗山町は当面、独自でのごみ処理を行うとのことから、以降、2市3町でごみの適正処理・循環型社会の構築にむけて共同してごみ処理を行うため協議を進めました。

(3)ごみ広域処理の取組み経過

平成12年11月 「ごみ処理広域化施設整備基本方針」策定

※生ごみ処理は2市が「バイオガス化」、3町が「堆肥化」、可燃ごみ処理は「RDF化」

平成13年6月 「道央地域ごみ処理専門委員会」設置(8回開催)

平成13年8月～11月 シンポジウム開催(北広島市・長沼町・恵庭市 計3回)

平成14年5月 「道央地域ごみ処理専門委員会」報告書提出

※生ごみ処理は「堆肥化」、可燃ごみ処理は「RDF化」

平成 14 年 7 月 住民説明会開催(恵庭市)

平成 14 年 8 月 「生ごみ・可燃ごみの処理方法の考察」策定

※一部堆肥化によるガス化溶融処理

平成 14 年 10 月 恵庭市住民説明会開催(恵庭市独自 8 地区)

平成 15 年 2 月 「生ごみ・可燃ごみの広域処理方針(案)」策定

※生ごみを含む可燃ごみの処理は、ガス化溶融を基本とした「焼却処理」

平成 15 年 5 月 「ごみ広域処理施設整備基本方針(案)」策定

※ 施設整備は、第 1 次施設整備計画で焼却施設、第 2 次施設整備計画で再生利用施設。焼却処理方法は、「ガス化溶融処理」を基本、稼動予定 20 年、施設規模 142t、H16.5 基本方針(案)修正(稼動予定 21 年、施設規模 140t、産廃 20t も一体的に整備)

平成 15 年 6 月 広域住民説明会開催(長沼町・南幌町 計 2 回)

恵庭市住民説明会開催(恵庭市独自 計 4 回)

「ごみ処理施設適地選定調査」着手

平成 15 年 10 月 北島地区住民説明会開催

平成 15 年 11 月 住民説明会開催

「広域ごみ処理施設建設対策協議会(地元関係住民)」発足

平成 16 年～ ごみ処理施設建設候補地適地選定調査の継続、事業課題の調整

平成 17 年 4 月 北島地区が「千歳川河川整備計画」に基づく遊水地の候補地に位置づけ

平成 18 年 2 月 広域事業計画スケジュールの見直し(焼却施設供用開始目標年次を H27 に設定)

※18・19 年度を調整期間、20 年度に事業を再構築し、27 年度の施設供用開始を目指す

平成 18 年 11 月 施設建設候補地(北島地区)取り下げ

平成 19 年 4 月 協議会事務局体制の縮小(派遣職員を廃止し、恵庭市廃棄物対策課に事務局を置く)

<経緯>

平成 12 年に策定した「広域化施設整備基本方針」では、容器包装物を対象としたリサイクル施設、可燃ごみの処理は、固形燃料化、バイオガス化、堆肥化などの資源化施設を計画しておりましたが、生ごみ・可燃ごみの処理施設につきましては、その他の処理を含めさらに検討が必要として、平成 13 年に学識経験者による「ごみ処理専門委員会」を設置し、技術的な比較検証に入り、平成 14 年には専門委員会の報告書が提出されています。

報告の内容につきましては、「生ごみは堆肥化、可燃ごみは固形燃料化とする。しかし、他にいくつかの有力な選択肢が有ることから、検証対象とした他の処理方式も併せて調査検証を行う必要がある」とされました。

これを受け、「生ごみ・可燃ごみの処理方法の考察」及び「生ごみ・可燃ごみの処理方針」の策定を進める中で、他の処理方式を含めた施設の総合評価並びに堆肥化及び固形燃料の需要先の調査を行いました。検証の結果、固形燃料化につきましては固形燃料の利用先が 1 事業所しかないこと、また、堆肥につきましても、特に恵庭市・北広島市においては家畜糞尿等の堆肥が生産・供給され、既に農地への充足率が高い現状にあり、需要先の確保が困難であることなどから、可燃ごみの処理は焼却処理を行うこととし

て、平成 15 年 5 月に「広域処理施設整備基本方針(案)」を策定しました。

また、施設の整備計画は、構成市町における可燃ごみの処理及び資源物の再生利用の現状を踏まえ、第 1 次施設整備計画で焼却処理施設、第 2 次施設整備計画で再生利用施設の整備を行うことにしました。

その後、平成 15 年 6 月に広域処理施設の適地選定調査に着手し、11 月には調査の中間報告を行い、恵庭市北部(北島地区)が望ましいとの報告がされたことから、12 月には、地元関係住民による「広域ごみ処理施設建設対策協議会」が発足し、地元との用地の合意形成に向けて協議を重ねました。

しかし、平成 16 年 6 月、国から「石狩川水系河川整備基本方針」が示され、平成 17 年 4 月に「千歳川河川整備計画」が策定され、恵庭市北島地区が遊水地等に位置づけられる可能性が高くなったことで、地域全体の将来的な土地利用との関連からもごみ処理施設建設の問題と切り離すことにはならず、ごみ処理施設の用地を先行として協議することはできないという地元の意向が示されたことから、遊水地計画の推移を見守ることとなり、用地の合意形成には一定の協議調整期間が必要となりました。

このことで、広域ごみ処理施設整備の更なる遅れが避けられない状況となり、各構成市町における当面の過渡期処理対策の検討を急がなければならないことから、平成 18 年 2 月の協議会において、平成 18・19 年度を調整期間とし、施設建設用地の見通しをつけるとともに、広域における事業課題を整理し、平成 20 年度にごみ広域処理施設整備基本方針等を見直すなど広域事業の再構築を行い、平成 27 年度をごみ焼却施設の供用開始目標年次とする広域事業計画スケジュールの見直しを行いました。

しかしながら、その後、遊水地計画の最終的な場所を決める調査に 1~2 年程度必要との見通しとなったことや、事業の遅れに伴う各構成市町の独自処理(北広島市は生ごみの資源化(バイオガス化)、南空知 3 町は現堆肥化処理の継続)を進めることに伴い、広域での焼却処理対象物が大きく減少し、施設規模が大幅に縮小される見通しとなったことから、現広域計画の抜本的見直しが必要となりました。

更に、現広域計画に基づいて選定した北島地区の適地候補地としての位置づけも再検討が必要となるため、北島地区を引き続き建設候補地として地元との協議を進めることは適切でないとして、建設候補地の取り下げを表明し、平成 18 年 11 月に建設候補地については白紙撤回となりました。

このことから、各構成市町でのごみ処理における独自処理方策が優先される形となり、現協議会の枠組みでは、平成 27 年度をごみ焼却施設の供用開始目標年次とするスケジュールでの事業展開は、非常に困難な状況となりました。

(4)単独処理への経過

- 平成 18 年 8 月 千歳市への共同処理可能性の協議申し入れ
- 平成 20 年 12 月 千歳市との共同処理断念(協議申し入れ取り下げ)
- 平成 21 年 1 月 恵庭市単独処理の方針決定を表明(1/15 厚生消防常任委員会に報告)
- 平成 22 年 5 月 広域化推進協議会から恵庭市離脱(5/24)

<経緯>

恵庭市としては、現広域計画の抜本的見直しやスケールメリット減少など現広域での事業再構築は難

しい状況であると判断し、新たな事業展開として千歳市への可燃ごみ委託処理や可燃ごみ共同処理の可能性について協議を進めました。

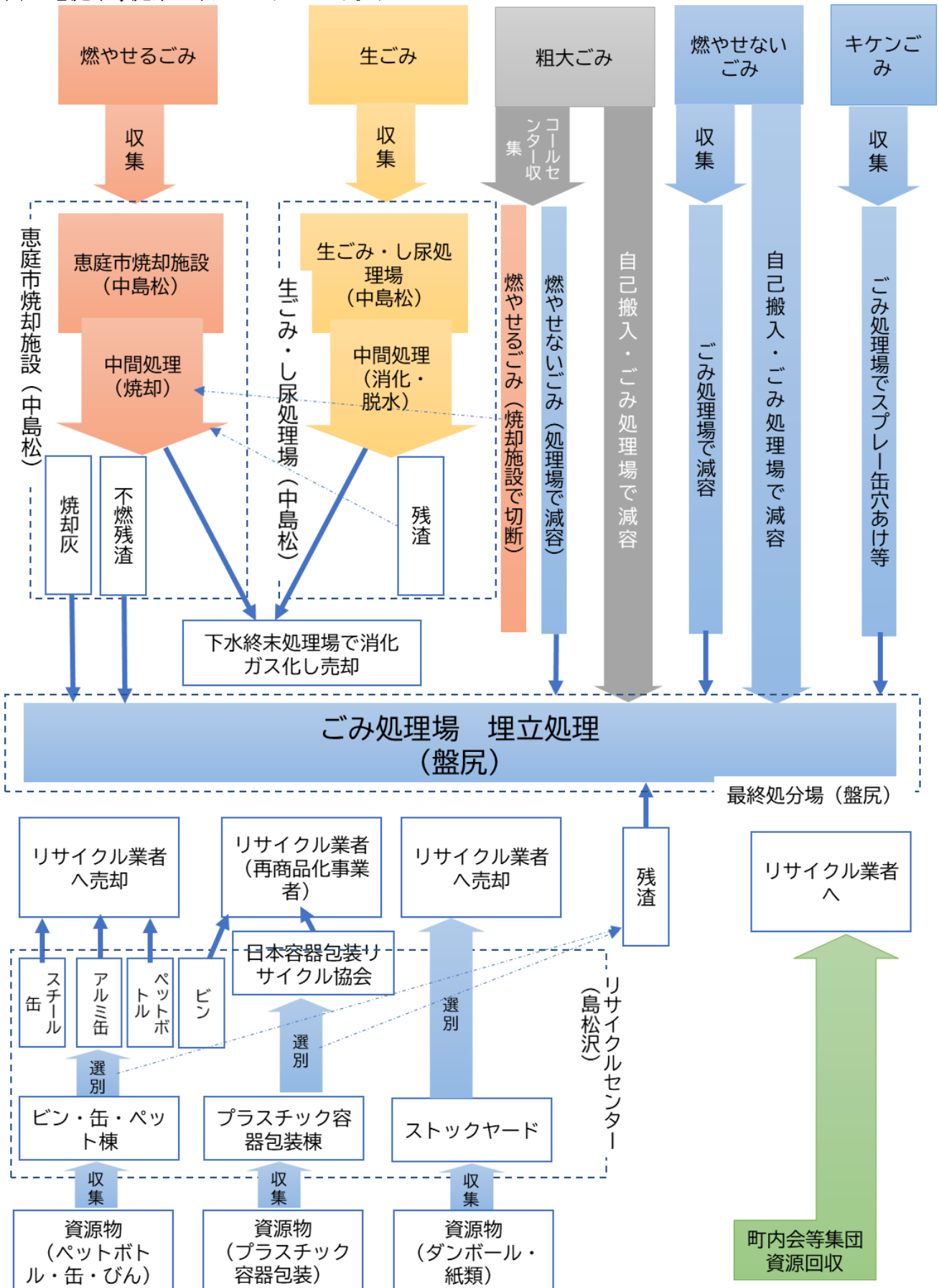
しかし、平成 20 年策定した「恵庭市循環型社会推進施策」に基づくごみ処理の方向性と整合性を図りながら千歳市との協議・検討を重ねた結果、平成 20 年 12 月に恵庭市単独処理の方針を固め、平成 21 年 1 月に議会(常任委員会)に報告しました。

このため、協議会の枠組みの方向性についての協議を進めましたが、今後、恵庭市がごみ処理施設の整備を進める上で、このまま広域の枠組みに留まることは困難な状況であることから、平成 22 年 5 月の協議会において、恵庭市が離脱し 1 市 4 町の枠組み変更することで承認されました。

III. ごみ処理の体制

1. 恵庭市家庭系ごみ処理の大まかな流れ

図 1 恵庭市家庭系ごみ処理の大まかな流れ



2. ごみの収集について

(1)家庭ごみ

収集区分は『燃やせるごみ』『生ごみ』『燃やせないごみ(キケンごみを含む)』『粗大ごみ』『資源物』の5区分に分別して排出。

平成22年4月からの家庭ごみ有料化に伴い、『燃やせるごみ』『燃やせないごみ』『キケンごみ』については有料指定ごみ袋を使用。『粗大ごみ』についてはごみ処理券を使用。

平成24年4月からは、それまで『燃やせるごみ』の中に含まれていた『生ごみ』の分別収集を開始し、それに伴い生ごみ専用の黄色い有料指定ごみ袋を新設し、カラス対策として特殊な加工を施した素材を採用。燃やせるごみ用の指定袋は黄色からピンク色へ変更。

(2)家庭資源物

資源物の分類は、『プラスチック製容器包装類』『ペットボトル・缶・びん』『紙パック』『段ボール』『新聞・チラシ・雑誌・本』『蛍光管』『電池』の7区分に分別して排出。

(3)収集方法

燃やせるごみ、生ごみの日は週2回(農村地区は週1回)、燃やせないごみの日は月1回、資源物の収集日は週1回(燃やせないごみの日がある週は収集しない)。戸別及びステーション収集を実施。

平成31年4月からは、1ヶ月に1回の収集であった粗大ごみを事前申込による収集へ変更。

3. 料金体系

(1)手数料

表1【家庭廃棄物処理手数料(令和2年度～)】

項目	規格	料金
燃やせるごみ	5リットル	10円/枚
	10リットル	20円/枚
	20リットル	40円/枚
	40リットル	80円/枚
燃やせないごみ (キケンごみ兼用)	5リットル	20円/枚
	10リットル	40円/枚
	20リットル	80円/枚
	40リットル	160円/枚
生ごみ	3リットル	6円/枚
	6リットル	12円/枚
	12リットル	24円/枚
ごみ処理券	1枚	100円/枚
	1枚	400円/枚
直接搬入	—	231円/10kg

※直接搬入については有料指定ごみ袋及びごみ処理券は使用せず、計量により算出。10kgに満たないものは端数切り上げ。

表 2【事業系廃棄物処分手数料（令和 2 年度～）】

種類	区分	料金
事業系一般廃棄物	不燃ごみ	231 円/10kg
	可燃ごみ	128 円/10kg
	生ごみ	93 円/10kg
	資源物	114 円/10kg
産業廃棄物	不燃ごみ	509 円/10kg
	可燃ごみ	400 円/10kg

表 3【し尿処理手数料】

項目	料金
し尿処理手数料	50 円/10ℓ
仮設トイレ加算料金	880 円/1 箇所

(2)公共料金等審議会及び廃棄物減量等推進審議会におけるごみ処理手数料等の改定経過

※平成 29 年度からごみ処理手数料は廃棄物減量等推進審議会で審議

年度	審議内容			
昭和 62 年 (昭和 63 年 4 月 1 日改定分)	●し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定			
	し尿処理手数料		事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料	
	下水道区域内	下水道区域外	事業系一廃	産業廃棄物
	97 円/10 ℓ	42 円/10ℓ	23 円/10kg	40 円/10kg
平成 6 年 (平成 7 年 4 月 1 日改定分) (平成 8 年 4 月 1 日改定分)	●し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定			
	し尿処理手数料		事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料	
	全域 平成 7 年 4 月 1 日 改定分	全域 平成 8 年 4 月 1 日 改定分	事業系一廃	産業廃棄物
	50 円/10ℓ	54 円/10ℓ	32 円/10kg	54 円/10kg
平成 14 年 (平成 15 年 4 月 1 日改定分)	●し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定			
	し尿処理手数料	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料		
		事業系一廃	産業廃棄物	産業廃棄物 (汚泥)
47 円/10ℓ	60 円/10kg	90 円/10kg	110 円/10kg	
平成 18 年 (平成 19 年 4 月 1 日改定分)	●ごみ処分手数料改定			
	し尿処理手数料	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料		
		事業系一廃	産業廃棄物	産業廃棄物(汚泥)
—	80 円/10kg	117 円/10kg	140 円/10kg	
平成 19 年	●ごみ処分手数料改定			

(平成 20 年 4 月 1 日改定分)	し尿処理手数料	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料			
		事業系一廃	産業廃棄物	産業廃棄物(汚泥)	
	—	88 円/10kg	126 円/10kg	151 円/10kg	
平成 20 年 (平成 22 年 4 月 1 日改定分)	●ごみ処理手数料改定				
	家庭廃棄物処理手数料				
	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	直接搬入ごみ	
	2 円/ℓ		100 円/個	70 円/10kg	
平成 22 年 (平成 23 年 4 月 1 日改定分)	し尿処理手数料	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料			
		事業系一廃	産業廃棄物	産業廃棄物(汚泥)	
	—	92 円/10kg	132 円/10kg	158 円/10kg	
平成 23 年 (平成 24 年 4 月 1 日改定分)	●ごみ処理手数料改定				
	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料				
	事業系一廃	事業系一廃(生ごみ)	産業廃棄物	産廃(汚泥)	
	—	92 円/10kg	—	—	
	家庭廃棄物処理手数料				
可燃ごみ(生ごみ)	不燃ごみ	粗大ごみ	直接搬入ごみ		
	2 円/ℓ		—	—	
平成 24 年 (平成 25 年 4 月 1 日改定分)	●ごみ処理手数料改定				
	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料				
	事業系一廃	産業廃棄物	産廃(汚泥)		
	99 円/10kg	142 円/10kg	170 円/10kg		
平成 25 年 (平成 26 年 4 月 1 日改定分)	し尿処理 手数料	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料			
		事業系一廃	事業系一廃(生ごみ)	産業廃棄物	産廃(汚泥)
	50 円/10ℓ	100 円/10kg	99 円/10kg	146 円/10kg (税別 136 円)	174 円/10kg (税別 162 円)
平成 28 年 (平成 29 年 4 月 1 日改定分)	●ごみ処理手数料改定				
	し尿処理手数料		事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料		
	50 円/10ℓ	仮設トイレ 加算料金	事業系一廃	事業系一廃 (生ごみ)	産業廃棄物
880 円/1 箇所		112 円/10kg	112 円/10kg	168 円/10kg (税別 156 円)	201 円/10kg (税別 187 円)

平成 30 年 (令和 2 年 4 月 1 日 改定予定分)	●ごみ処理手数料改定					
	家庭廃棄物処理手数料					
	収集			直接搬入		
	不燃ごみ	粗大ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ		
	4.0 円/ℓ	100~900 円/個	128 円/10kg	231 円/10kg		
平成 30 年 (令和 4 年 4 月 1 日 改定予定分)	事業系一般廃棄物処分手数料				産業廃棄物処分手数料	
	事業系一廃 (可燃)	事業系一廃 (不燃)	事業系一廃 (生ごみ)	事業系一廃 (資源物)	産業廃棄物 (可燃)	産業廃棄物 (不燃)
	128 円/10kg	231 円/10kg	93 円/10kg	114 円/10kg	400 円/10kg (税別 364 円)	509 円/10kg (税別 463 円)
平成 30 年 (令和 4 年 4 月 1 日 改定予定分)	事業系一般廃棄物処分手数料		家庭廃棄物処理手数料			
	事業系一廃 (可燃)	事業系一廃 (不燃)	収集			
	217 円/10kg	343 円/10kg	可燃ごみ			
			3.0 円/ℓ			

4. 恵庭市一般廃棄物収集運搬及び処分業許可者一覧

表 4【一般廃棄物収集運搬業許可】

事業者名	電話	住所	許可番号
リサイクルファクトリー(株)	32-5440	恵庭市柏陽町 4-11-10	第 1 号
(有)野田容器	33-3570	恵庭市戸磯 76-23	第 2 号
嘉屋興業(株)	33-5069	恵庭市白樺町 1-18-5	第 3 号
(有)恵庭清掃社	34-5288	恵庭市戸磯 76-31	第 4 号
北海道建設サービス(株)	32-0358	恵庭市黄金中央 2-3-10	第 6 号
(公社)恵庭市シルバー人材センター	34-0311	恵庭市桜町 3-8-18	第 10 号
(有)荷興物流	33-5525	恵庭市北柏木町 2-6-13	第 11 号
(株)恵庭クリーンサービス	32-1122	恵庭市北柏木町 3-169-4	第 14 号

表 5【一般廃棄物処分業許可】

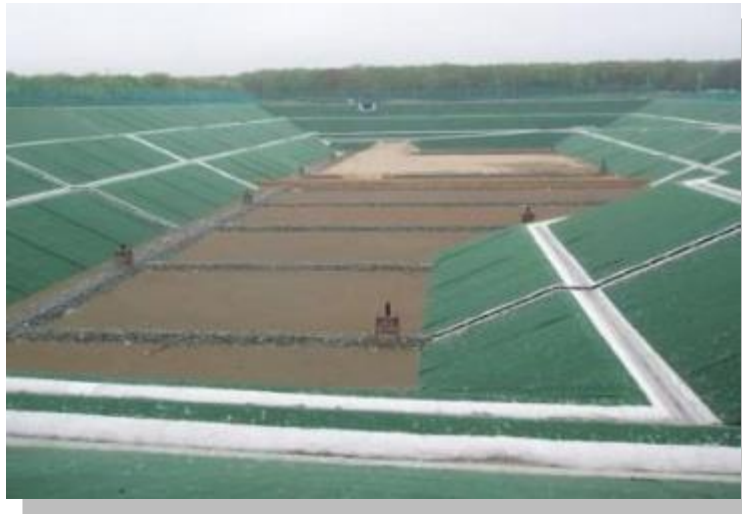
事業者名	電話	住所	許可番号
(株)C&R	0144-56-4040	苫小牧市字静川 5-4	第 9 号
クリーン産業(株)	34-1259	恵庭市駒場町 6-2-15	第 13 号
リサイクルファクトリー(株)	32-5440	恵庭市柏陽町 4 丁目 11-10	第 17 号

5. 施設の概要

恵庭市の清掃関連施設は、ごみ処理場、リサイクルセンター、生ごみ・し尿処理場、焼却場の5施設です。焼却場については、ダイオキシン類濃度基準などへの対応が難しかったことから現在は休止中となっていました。中島松に新たな焼却場を建設し、令和2年3月から本格稼動しました。

(1) 恵庭市ごみ処理場

市内で発生した燃やせないごみ、キケンごみ、粗大ごみの他、事業系一般廃棄物、産業廃棄物などを埋め立て処理しています。



名称	ごみ処理場
所在地	盤尻 255 番地の 4
種類	管理型
埋立方式	セル方式(サンドイッチ方式と併用)

	1期	2期	3期	4期	5期	6期
埋立面積	16,200 m ²	18,520 m ²	19,600 m ²	42,600 m ²	33,050 m ²	20,500 m ²
埋立容積	144,000 m ³	151,800 m ³	149,400 m ³	330,000 m ³	309,000 m ³	160,000 m ³
建設期間	昭和 58～59 年	平成 3～4 年	平成 6・10 年	平成 11～12 年	平成 18～19 年	平成 27～28 年
埋立開始	昭和 59 年 10 月	平成 4 年 5 月	平成 7 年 7 月	平成 12 年 4 月	平成 20 年 5 月	平成 29 年 5 月
補助事業	破砕・管理棟 【防衛省補助 (民生安定施設 助成事業)】 貯留構造物【厚 生省補助】	防衛省補助 (民 生安定施設助成 事業)	無し	防衛省補助 (民 生安定施設助成 事業)	防衛省補助 (民 生安定施設助成 事業)	防衛省補助 (民 生安定施設助成 事業)
備考	平成 7 年 埋立終了	供用中	平成 22 年 埋立終了 産業廃棄物用	平成 21 年 埋立終了	供用中	供用中

合計埋立面積 150,470 m² 埋立容積 1,244,200 m³

(2) 恵庭市焼却施設

市内で発生した燃やせるごみ、粗大ごみの他、事業系一般廃棄物、産業廃棄物などを焼却処理しています。焼却処理に伴い発生する熱はボイラで回収し、施設内の暖房等に利用する他、隣接施設で利用します。また、蒸気発電機によって発生した電力で、施設内の電力の一部としても利用しています。



名称	焼却施設
所在地	中島松 461-1
燃焼形式	全連続燃焼式ストーカ炉
敷地面積	28,018 m ²
建築面積	2,282 m ²
延床面積	4,204 m ²
処理能力	56 t / 日 (28 t × 2 炉)
工事期間	平成 28 年 9 月 ~ 令和 2 年 3 月
補助事業	防衛省補助 (民生安定施設助成事業)
供用開始	令和 2 年 3 月

(3) 恵庭市リサイクルセンター

旧焼却場の施設を一部利用し、市内で発生した資源物を受入れ、選別・減容等処理を行い、市内外の資源化施設へ搬出しています。



名称	リサイクルセンター		
所在地	島松沢 131 番地の 8		
敷地面積	11,137.92 m ²		
施設名	ビン・缶・ペットボトル 等減容保管施設	プラスチック容器包装 減容保管施設	ストックヤード
建築面積	613.61 m ²	418.65 m ²	216 m ²
延床面積	712.24 m ²	418.65 m ²	216 m ²
機械設備	受入・供給設備・選別設 備 圧縮・減容化設備	圧縮梱包設備	資源物保管庫
処理能力	11t/日 (5h)	5t/日(5h)	200 m ²
処理対象	ビン・カン・ペットその 他資源物	プラスチック (容器包装適用物)	ダンボール・乾電池・蛍光 管・紙パック・衣類・小型 家電・本類等
工事期間	平成 10 年 8 月～ 平成 12 年 2 月	平成 18 年 10 月～ 平成 19 年 3 月	平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 3 月
補助事業	防衛省 (特定防衛施設周 辺整備調整交付金)	防衛省 (特定防衛施設周 辺整備調整交付金)	環境省 (循環型社会形成推 進交付金)
供用開始	平成 12 年 4 月	平成 19 年 4 月	平成 29 年 3 月
備考	平成 27 年 3 月 資源物 収集袋の圧縮梱包機更新 (特定防衛施設周辺整備 調整交付金)		旧焼却施設煙突解体 (平成 27 年度実施) 跡地に建設

(4) 恵庭市生ごみ・し尿処理場

市内の家庭及び事業活動から発生した生ごみやし尿を受入れ、破碎分別などを行っています。隣接する下水終末処理場に送った後、下水汚泥と混合し、バイオガスを発生させることで暖房や発電に活用しています。



名称	生ごみ・し尿処理場	
所在地	中島松 460-1 他	
敷地面積	12,028 m ²	
施設名	生ごみ処理施設	し尿処理施設
建築面積	254.90 m ²	535.56 m ²
延床面積	357.53 m ²	804.82 m ²
機械設備	受入ホッパ、破碎分別機、移送コンベア、残渣ホッパ	受入槽、夾雑物除去装置、脱水機、浄化槽、し渣ホッパ、予備貯留槽、放流ピット、脱臭装置、混合槽、硝酸化槽、汚泥分離槽 二次処理施設休止
処理能力	18t/日(6h)	15kl/日(6h)
処理対象	生ごみ	し尿、浄化槽汚泥
処理方法	破碎分別後、し尿処理施設混合槽へ移送	・前処理後、下水終末処理場へ移送(平成16年～平成24年) ・生ごみと混合し下水終末処理場へ移送(平成24年～)
工事期間	平成22年12月～平成24年8月	昭和62年8月～平成元年1月
補助事業	防衛省(民生安定施設助成事業)補助	防衛省(民生安定施設助成事業)補助
供用開始	平成24年9月	平成元年2月

(5) 破碎施設

ごみ処理場で粗大ごみ等の破碎を行い、ごみを減容しています。



名称	破碎施設
所在地	盤尻 255 番地の 4
処理能力	300t/日(5h) (移動式)
処理方式	低速回転破碎式
補助事業	特定防衛施設周辺整備 調整交付金
供用開始	令和元年 6 月

(6) 休止している施設

名称	ごみ焼却場	ごみ破碎処理施設
所在地	島松沢 131 番地 7	盤尻 255 番地 4
敷地面積	11,621 m ² (リサイクルセンター内)	105,028 m ² (ごみ処理場内)
建築面積	1,091.56 m ²	477.35 m ²
構造	RC+S 造	RC+ALC 造
機械設備等	トラックスケール (供用中)、 焼却施設 (H14 休止)、 事務室 (供用中)、煙突等 (H27 解体)	トラックスケール (供用中)、受入・破 砕、集じん、磁選機、風力分離
処理能力	75 t/日 (24h)	30 t/日 (5h)
処理対象物	可燃物 (プラ除く)	粗大ごみ
処理方式	全連続燃焼式焼却炉	衝撃せん断併用回転式
工事期間	昭和 50 年 1 月～昭和 54 年 1 月	昭和 58 年 2 月 22 日～昭和 59 年 3 月 30 日
補助事業	防衛省 (民生安定施設助成事業)	防衛省 (民生安定施設助成事業)
供用開始	昭和 54 年 4 月 1 日	昭和 59 年 4 月 1 日
休止	平成 14 年 11 月 30 日	平成 16 年 3 月 31 日
備考	平成 12 年度煙突補修工事 (炭素繊維 補強工法) 平成 27 年度煙突等解体工事 (環境 省: 循環型社会形成推進交付金)	

IV. ごみ・資源物・し尿処理実績

1. ごみ搬入量の推移

表 6 ごみ搬入量の推移

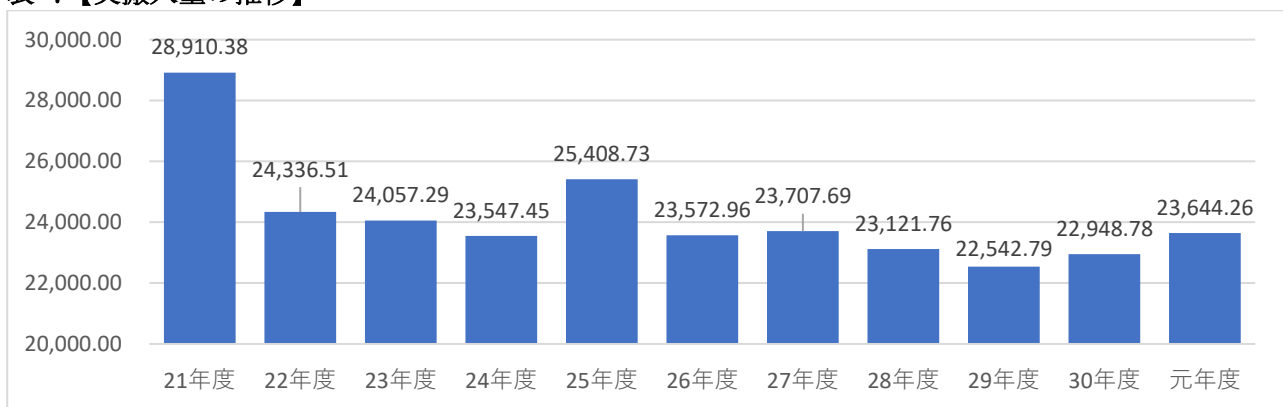
(単位：t)

項目		年度											
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
処理対象人口		68,571	68,853	68,754	68,797	68,751	68,898	68,934	69,197	69,447	69,626	69,900	
処理対象世帯		30,054	30,404	30,573	30,884	31,066	31,470	31,880	32,416	32,867	33,331	33,779	
家庭系	収集	可燃				5,668.72	5,788.41	5,701.41	5,770.66	5,653.60	5,691.26	5,666.61	7,043.12
		生ごみ	10,190.68	8,735.05	8,872.72	2,585.66	2,516.76	2,456.25	2,458.01	2,332.51	2,356.12	2,323.26	2,318.39
		不燃	2,154.66	1,012.00	1,209.00	1,238.00	1,280.00	1,208.00	1,193.00	1,131.00	1,141.00	1,372.00	653.29
		粗大ごみ	1,442.43	677.67	810.24	828.95	856.83	808.51	800.60	755.80	765.83	921.07	341.86
		資源	3,127.97	2,931.01	2,839.34	2,838.19	2,813.50	2,775.04	2,712.42	2,562.44	2,455.64	2,424.24	2,293.29
	小計	16,915.74	13,355.73	13,731.30	13,159.52	13,255.50	12,949.21	12,934.69	12,435.35	12,409.85	12,707.18	12,649.95	
	直搬	可燃	8.40	30.43	44.23	49.98	114.17	88.25	80.43	88.04	130.42	156.50	1,194.74
		不燃	1,122.56	608.88	750.41	897.70	1,065.10	1,077.05	1,179.11	1,065.12	1,152.93	1,361.91	317.41
		資源	事業系と合算		38.14	40.39	51.06	49.58	48.29	40.68	41.40	37.48	32.9
	小計	1,130.96	639.31	832.78	988.07	1,230.33	1,214.88	1,307.83	1,193.84	1,324.75	1,555.89	1,545.05	
合計		18,046.70	13,995.04	14,564.08	14,147.59	14,485.83	14,164.09	14,242.52	13,629.19	13,734.60	14,263.07	14,195.00	
一般廃棄物	事業系	可燃	2,681.79	2,795.39	2,793.34	1,574.03	1,587.75	1,569.13	1,617.76	1,629.96	1,692.29	1,715.41	1,708.71
		生ごみ	-	-	-	1,304.25	1,347.77	1,321.64	1,395.07	1,448.68	1,476.41	1,597.92	1,451.65
		不燃	1,276.97	1,225.06	1,293.32	1,340.18	772.21	740.68	739.91	680.10	681.74	641.85	169.27
		資源	280.32	236.28	209.88	184.35	176.33	151.10	127.51	124.08	101.49	94.79	82.17
	小計	4,239.08	4,256.73	4,296.54	4,402.81	3,884.06	3,782.55	3,880.25	3,882.82	3,951.93	4,049.97	3,411.80	
	その他	可燃	0.00	0.00	0.07	2.44	0.47	0.69	0.41	0.00	0.00	0.00	0.12
		不燃	32.35	52.37	31.12	36.74	389.99	14.65	19.58	24.11	10.02	16.18	9.98
		資源物	事業系と合算		0.29	0.30	0.23	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00	
	残渣	生ごみ	-	-	-	201.60	492.76	552.60	606.04	559.53	557.99	569.18	532.81
		資源	155.39	155.99	153.06	223.65	215.68	210.82	227.21	198.33	196.68	194.89	193.72
焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	575.03	
ボランティア	-	111.82	135.98	141.09	174.20	172.28	178.18	173.62	194.85	188.99	176.17		
小計	4,426.82	4,576.91	4,617.06	5,008.63	5,157.39	4,733.74	4,911.67	4,838.41	4,911.47	5,019.21	4,899.63		
合計		22,473.52	18,571.95	19,181.14	19,156.22	19,643.22	18,897.83	19,154.19	18,467.60	18,646.07	19,282.28	19,094.63	
産業廃棄物	可燃	458.01	461.42	313.89	219.67	203.61	208.91	231.89	250.62	235.09	228.41	2,851.83	
	不燃	6,109.87	5,451.06	4,677.91	4,596.81	6,270.34	5,229.64	5,154.86	5,161.40	4,416.30	4,177.81	2,424.33	
	下水道汚泥	24.37	8.07	37.41	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	その他汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	24.35	0.00	
合計		6,592.25	5,920.55	5,029.21	4,816.48	6,473.95	5,438.55	5,386.75	5,412.02	4,651.39	4,430.57	5,276.16	
全搬入量	家庭	18,046.70	13,995.04	14,564.08	14,147.59	14,485.83	14,164.09	14,242.52	13,629.19	13,734.60	14,263.07	14,195.00	
	事業	4,426.82	4,576.91	4,617.06	5,008.63	5,157.39	4,733.74	4,911.67	4,838.41	4,911.47	5,019.21	4,899.63	
	産業廃棄物	6,592.25	5,920.55	5,029.21	4,816.48	6,473.95	5,438.55	5,386.75	5,412.02	4,651.39	4,430.57	5,276.16	
	合計	29,065.77	24,492.50	24,210.35	23,972.70	26,117.17	24,336.38	24,540.94	23,879.62	23,297.46	23,712.85	24,370.79	
実搬入量合計		28,910.38	24,336.51	24,057.29	23,547.45	25,408.73	23,572.96	23,707.69	23,121.76	22,542.79	22,948.78	23,644.26	

※ 平成22年4月家庭ごみ有料化開始、平成24年4月生ごみ分別収集開始

※ 実搬入量：恵庭市のごみ関連施設に搬入された廃棄物量の実数。(ごみ処理場へ搬入された残渣を除いた量)

表 7 【実搬入量の推移】



2. 家庭ごみ有料化後の状況

市ではごみの減量とリサイクルの促進を図り、未来まで続く持続可能な循環型社会の構築を目指して、平成22年4月から家庭ごみの有料化を実施しています。ごみの排出抑制(リデュース)、再生利用の促進(リサイクル)等とともに、有料化によって排出量に応じた費用負担の公平化となり、ごみ減量に対する意識改革へ繋げることを目的としています。

(1)有料化後の家庭ごみ排出量

家庭から収集されたごみは、有料化前の平成21年度と有料化後の22年度を比較すると3,560.01t減量(約2割減)され、大きな効果がありました。その後、23年度は若干のごみ量の増加が見られましたが、24年度からそれまで可燃ごみとして収集していた生ごみを分別収集する事業を開始し、結果としてごみ全体で約572t、可燃ごみについては約618tの減量を実現し大きな効果を発揮しました。

しかし、近年1人1日家庭系ごみ排出量は微増・微減を繰り返しており、令和元年度は前年度比べ0.48%の増加となりました。また、令和元年度から分別変更を行ったため、可燃ごみが増加し、不燃ごみが減少しています。

表8【家庭からのごみ排出量の推移】

区分/年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
人口(人)	68,571	68,853	68,754	68,797	68,751	68,898	68,934	69,197	69,447	69,626	69,900	
世帯数(世帯)	30,054	30,404	30,573	30,884	31,066	31,470	31,880	32,416	32,867	33,331	33,779	
収集	可燃ごみ(t)	10,190.68	8,735.05	8,872.72	5,668.72	5,788.41	5,701.41	5,770.66	5,653.60	5,691.26	5,666.61	7,043.12
	生ごみ(t)				2,585.66	2,516.76	2,456.25	2,458.01	2,332.51	2,356.12	2,323.26	2,318.39
	不燃ごみ(t)	2,154.66	1,012.00	1,209.00	1,238.00	1,280.00	1,208.00	1,193.00	1,131.00	1,141.00	1,372.00	653.29
	粗大ごみ(t)	1,442.43	677.67	810.24	828.95	856.83	808.51	800.60	755.80	765.83	921.07	341.86
	資源物(t)	3,127.97	2,931.01	2,839.34	2,838.19	2,813.50	2,775.04	2,712.42	2,562.44	2,455.64	2,424.24	2,293.29
	合計(t)	16,915.74	13,355.73	13,731.30	13,159.52	13,255.50	12,949.21	12,934.69	12,435.35	12,409.85	12,707.18	12,649.95
1人1日平均収集ごみ量(g)	676	531	547	523	528	515	514	491	490	500	494	
直搬入	可燃ごみ(t)	8.40	30.43	44.23	49.98	114.17	88.25	80.43	88.04	130.42	156.5	1,194.74
	不燃ごみ(t)	1,122.56	608.88	750.41	897.70	1,065.10	1,077.05	1,179.11	1,065.12	1,152.93	1,361.91	317.41
	資源物(t)	-	-	38.14	40.39	51.06	49.58	48.29	40.68	41.40	37.48	32.90
	合計(t)	1,130.96	639.31	832.78	988.07	1,230.33	1,214.88	1,307.83	1,193.84	1,324.75	1,555.89	1,545.05
家庭系ごみ合計(t)	18,046.70	13,995.04	14,564.08	14,147.59	14,485.83	14,164.09	14,242.52	13,629.19	13,734.60	14,263.07	14,195.00	
1人1日家庭系ごみ排出量(g)	596.07	440.25	465.69	344.86	362.81	353.24	358.64	343.26	350.38	372.96	373.31	

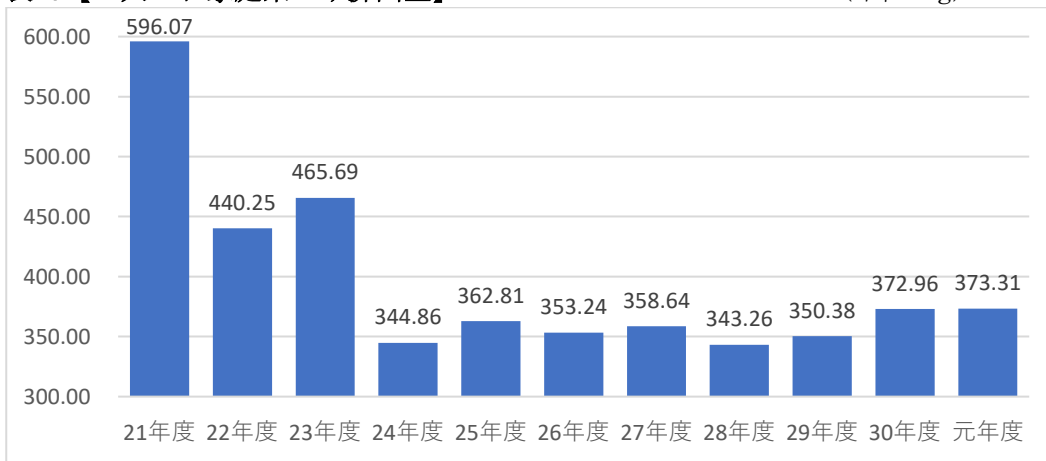
※1人1日平均収集ごみ量：1人が1日出す収集ごみの量 $\text{収集ごみ量} \div \text{人口} \div 365 \text{日 (閏年 366日)}$

※1人1日家庭系ごみ排出量：1人が1日出す資源として分別されない家庭系ごみの量

$(\text{家庭系ごみ排出量} - \text{収集生ごみ} - \text{収集資源物} - \text{直搬資源物}) \div \text{人口} \div 365 \text{日 (閏年 366日)}$

表9【1人1日家庭系ごみ排出量】

(単位：g)



(2)家庭ごみ有料化収入

有料化の収入は、有料指定ごみ袋及びごみ処理券の販売による収入及びごみ処理場へ直接搬入時における重量により課金する収入からなります。

家庭ごみ有料化収入の推移は次の表10のとおりです。令和元年度は、分別区分変更に伴い、燃やせるごみ袋の収入が増加し、燃やせないごみ袋の収入が減少しています。なお、この収入は、ごみ収集経費等の財源に充てられます。

表 10【家庭ごみ有料化収入の推移】

(単位：千円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
燃やせるごみ袋	16,578	125,726	116,830	94,451	101,696	97,712	100,353	99,310	98,040	98,775	123,446
燃やせないごみ袋	12,009	35,497	28,718	27,170	30,441	26,744	27,090	26,342	25,629	26,431	13,409
生ごみ袋			3,041	15,530	15,951	14,704	14,999	14,603	14,291	14,161	14,932
ごみ処理券(粗大)	1,416	6,246	5,979	5,591	6,304	5,611	5,572	5,429	5,388	6,356	3,016
直接搬入(可燃)		203	294	344	795	618	563	616	913	1,096	8,363
直接搬入(不燃)		4,168	5,165	6,199	7,378	7,539	8,254	7,456	8,071	9,533	2,222
合計	30,003	171,840	160,027	149,285	162,565	152,928	156,831	153,756	152,332	156,352	165,388

表 11【家庭ごみ有料化収入の推移(再掲)】



3. 資源物搬入量の推移

表 12【資源物搬入量の推移】

(単位：t)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
缶・びん・ペット類	収集	1,112,820	1,072,930	1,053,530	1,058,790	1,048,560	1,037,980	1,027,400	990,580	958,640	940,260	974,530
	直搬	190,760	164,360	160,270	155,010	154,970	127,550	106,410	97,660	84,650	90,790	75,410
	小計	1,303,580	1,237,290	1,213,800	1,213,800	1,203,530	1,165,530	1,133,810	1,088,240	1,043,290	1,031,050	1,049,940
プラ類	収集	1,017,480	982,220	968,940	1,008,210	1,033,070	1,027,490	1,040,890	1,048,120	1,062,870	1,075,950	967,980
	直搬	8,290	4,350	5,200	3,220	4,320	5,080	5,740	5,740	6,680	7,790	9,970
	小計	1,025,770	986,570	974,140	1,011,430	1,037,390	1,032,570	1,046,630	1,053,860	1,069,550	1,083,740	977,950
紙類	収集	997,670	875,860	816,870	771,190	731,870	709,570	644,130	523,740	434,130	408,030	350,780
	直搬	67,630	53,840	68,170	51,810	54,980	52,730	49,820	46,610	44,000	33,690	29,690
	小計	1,065,300	929,700	885,040	823,000	786,850	762,300	693,950	570,350	478,130	441,720	380,470
蛍光管・乾電池	直搬	13,640	13,730	14,670	15,000	13,350	15,470	13,830	14,750	7,560	-	-
合計	3,408,290	3,167,290	3,087,650	3,063,230	3,041,120	2,975,870	2,888,220	2,727,200	2,598,530	2,556,510	2,408,360	

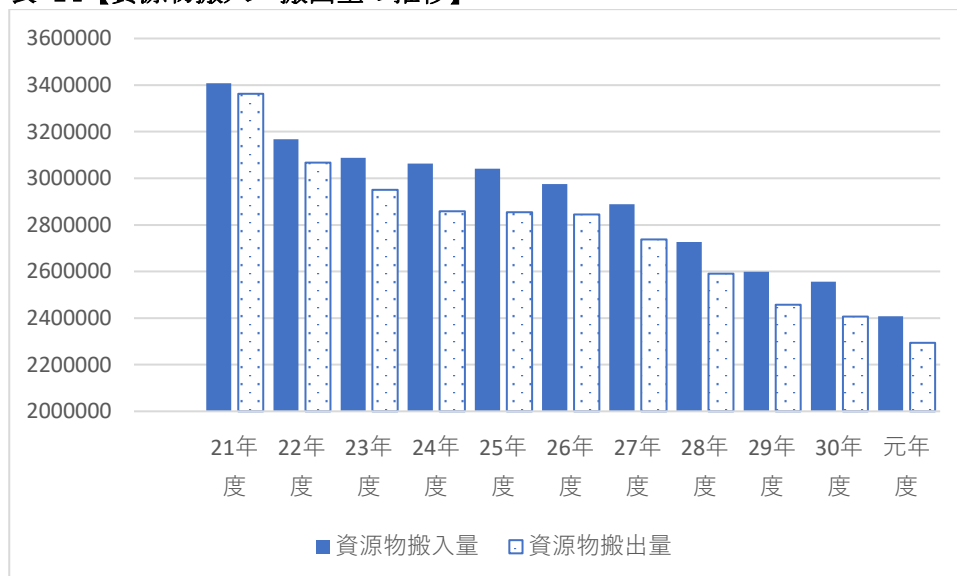
4. 資源物搬出量の推移

表 13【資源物搬出量の推移】

(単位：t)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
スチール缶	152.92	136.84	136.16	127.84	130.92	102.62	91.16	81.68	76.56	71.23	65.41	
アルミ缶	121.40	125.77	114.89	116.40	109.74	116.79	109.73	106.99	109.13	92.90	91.21	
ダンボール	444.38	386.68	355.13	338.74	320.34	324.00	304.20	265.94	233.69	212.14	177.36	
紙パック	30.58	30.97	28.07	26.31	22.85	20.90	20.01	16.96	16.16	13.81	13.01	
シュレッダー	9.12	10.85	5.46	8.44	2.84	4.47	3.18	3.42	3.08	3.32	3.15	
新聞紙	345.23	295.85	303.22	291.05	285.28	271.94	244.57	208.39	181.20	155.84	145.95	
雑誌	279.35	232.49	218.44	202.62	194.51	176.31	147.78	107.30	84.36	74.92	66.98	
ペットボトル	272.07	250.27	245.33	238.70	251.85	242.77	232.12	234.34	227.84	225.37	250.23	
ガラスびん	無色	179.27	160.46	157.15	154.40	161.96	158.88	156.20	146.47	139.88	138.99	130.48
	茶色	203.47	197.84	197.49	185.74	191.49	192.12	192.18	179.17	173.37	169.71	157.79
	その他	159.08	162.15	156.76	97.41	96.56	111.38	93.78	91.61	84.52	91.57	73.04
プラ容器	998.98	966.50	920.20	968.46	963.26	988.48	1,012.45	1,020.75	1,006.28	1,043.68	972.69	
蛍光管	14.12	13.87	12.86	11.10	12.56	12.57	9.79	11.44	6.96	2.43	2.43	
乾電池	18.49	17.63	18.36	15.12	21.06	19.08	18.30	14.72	16.89	11.65	12.48	
生鉄	133.68	79.14	80.53	75.86	89.60	96.37	96.45	91.34	99.24	96.18	131.52	
合計	3,362.14	3,067.31	2,950.05	2,858.19	2,854.82	2,838.68	2,731.90	2,580.52	2,459.16	2,403.74	2,293.73	

表 14【資源物搬入・搬出量の推移】



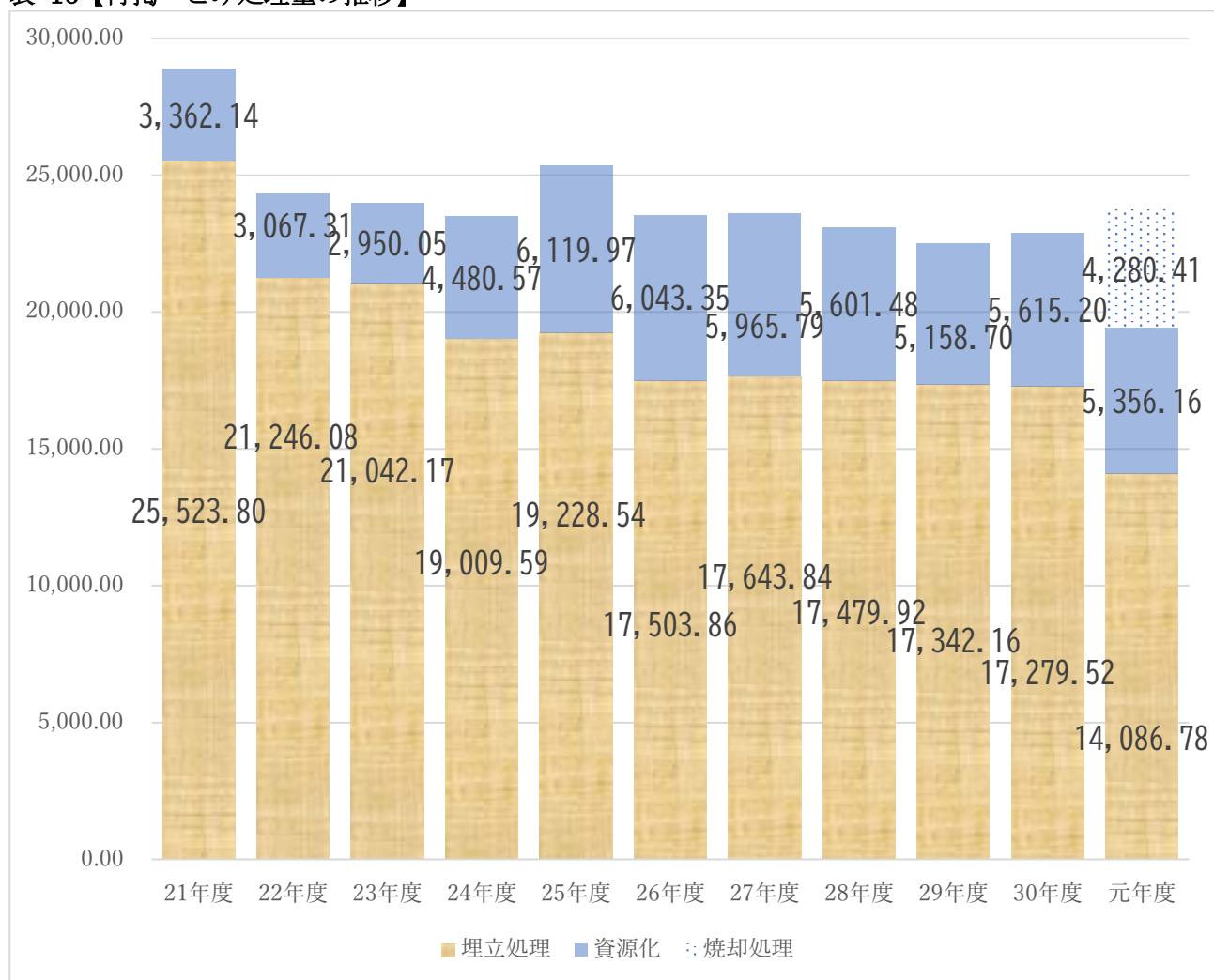
5. ごみ処理量の推移

表 15【ごみ処理量の推移】

(単位：t)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
埋立処理	25,523.80	21,246.08	21,042.17	19,009.59	19,228.54	17,503.86	17,643.84	17,479.92	17,342.16	17,279.52	14,086.78
資源化	3,362.14	3,067.31	2,950.05	4,480.57	6,119.97	6,043.35	5,965.79	5,601.48	5,158.70	5,615.20	5,356.16
焼却処理	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,280.41
合計	28,885.94	24,313.39	23,992.22	23,490.16	25,348.51	23,547.21	23,609.63	23,081.40	22,500.86	22,894.72	23,723.35

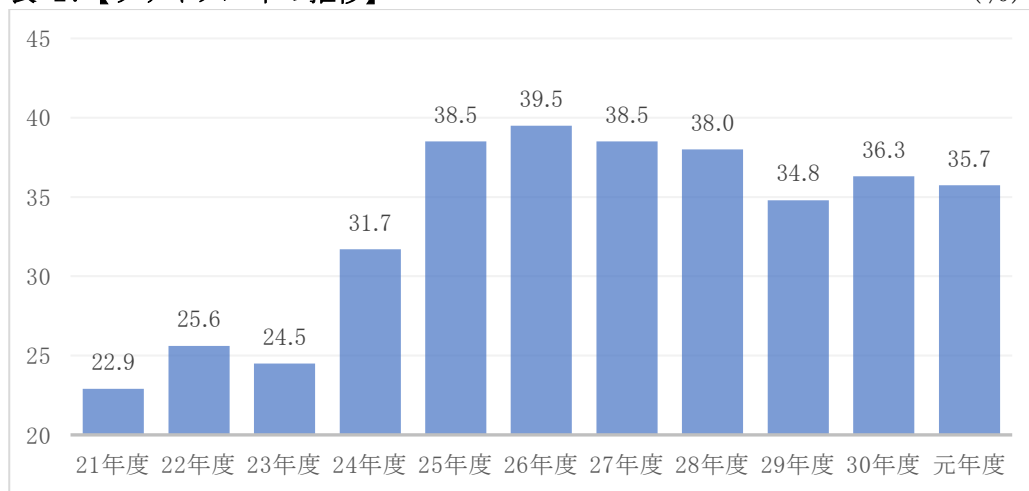
表 16【再掲 ごみ処理量の推移】



6. リサイクル率の推移

表 17【リサイクル率の推移】

(%)



※24年度から生ごみを資源化したため、リサイクル率が上昇しております。

(集団資源回収量+中間処理時の資源化量+最終処分時の直接資源化量)

※リサイクル率(%)=

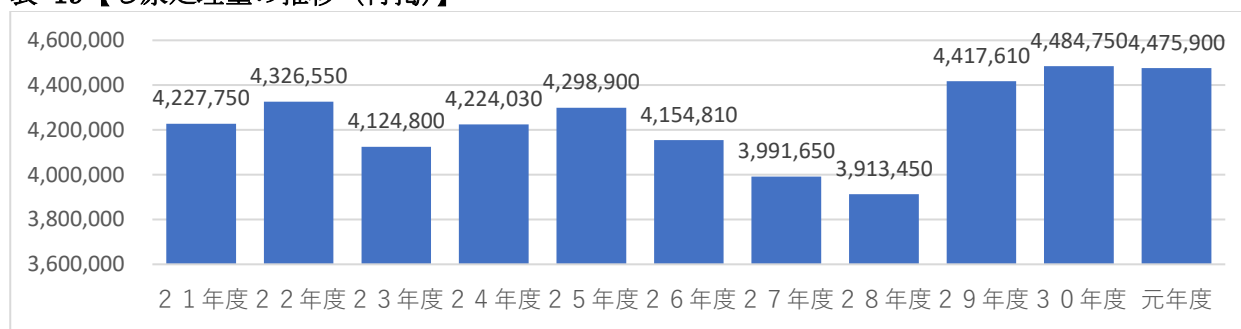
(集団資源回収量+市が受け入れた一般廃棄物総量)

7. し尿処理量の推移

表 18【し尿処理量の推移】

区分	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
人口	人	68,571	68,853	68,754	68,797	68,751	68,898	68,934	69,197	69,447	69,626	69,900
処理区域内人口	人	66,579	66,938	66,906	67,105	66,968	67,114	67,151	67,411	67,686	67,918	68,205
水洗化人口	人	66,235	66,624	66,617	66,811	66,713	66,865	66,976	67,254	67,531	67,776	68,063
水洗化率	%	99.5	99.5	99.6	99.6	99.6	99.6	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8
合併浄化槽人口	人	837	872	885	760	794	815	852	937	956	995	995
し尿浄化槽人口	人	146	146	145	145	145	145	143	143	143	143	143
し尿人口	人	1,353	1,211	1,107	1,081	1,099	1,073	963	863	817	712	699
市施設	L	540,000	494,950	609,700	697,250	653,100	720,200	600,250	532,300	466,400	524,550	488,150
事業所	L	1,144,200	1,122,750	1,070,350	1,254,250	1,290,650	1,126,350	1,024,550	1,038,950	1,449,450	1,482,850	1,532,500
仮設トイレ	L	163,000	169,900	191,100	209,950	251,700	276,450	241,650	255,100	264,400	208,350	333,350
一般家庭	L	976,150	956,050	856,100	803,200	796,600	729,300	749,450	685,500	673,200	670,250	635,450
減免対象		15,550	13,100	11,800	11,350	10,700	7,400	10,200	9,050	12,050	12,500	11,950
過不足	L	2,000	1,900	1,950	1,800	2,000	2,050	1,550	1,300	1,500	1,450	1,450
し尿処理量計	L	2,825,350	2,745,550	2,729,200	2,966,450	2,994,050	2,854,350	2,617,450	2,513,150	2,854,950	2,887,450	2,990,900
浄化槽汚泥処理量	L	1,402,400	1,581,000	1,395,600	1,257,580	1,304,850	1,300,460	1,374,200	1,400,300	1,562,660	1,597,300	1,485,000
年間処理量計	L	4,227,750	4,326,550	4,124,800	4,224,030	4,298,900	4,154,810	3,991,650	3,913,450	4,417,610	4,484,750	4,475,900
し尿手数料	円/100	47	47	47	47	47	50	50	50	50	50	50

表 19【し尿処理量の推移（再掲）】



V. ごみ排出抑制、啓発運動関係

1. 古着のリサイクル

平成 17 年 10 月から、燃やせるごみとして埋立て処理されていた古着を、回収後は状態がよいものはそのまま衣類として、その他は工業用雑巾として再生利用しています。平成 26 年 4 月から、「綿 50% 以上のもの限定」という回収品目の制限を撤廃し、より一層取り組みを推進しています。

回収拠点としては、恵庭市役所、恵み野出張所、島松支所、中恵庭出張所の 4 拠点で回収を実施しました。

表 20 【古着回収量年度別実績】

(単位 : kg)



2. 小型家電の回収

平成 25 年の小型家電リサイクル法の施行にともない、「わくわくおたから市」にてイベント回収（モデル事業）を実施。平成 26 年度からはイベント回収のほか、更なる利便性の向上と回収量の拡大を目指し、市役所廃棄物管理課等で窓口回収を実施しています。

また、平成 29 年度には東京 2020 組織委員会が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」が開始されました。令和元年度の大幅な増加の要因は、粗大ごみコールセンターが開設したことにより、小型家電回収の案内を実施したことが考えられます。

表 21 【小型家電回収量年度別実績】

(単位 : kg)

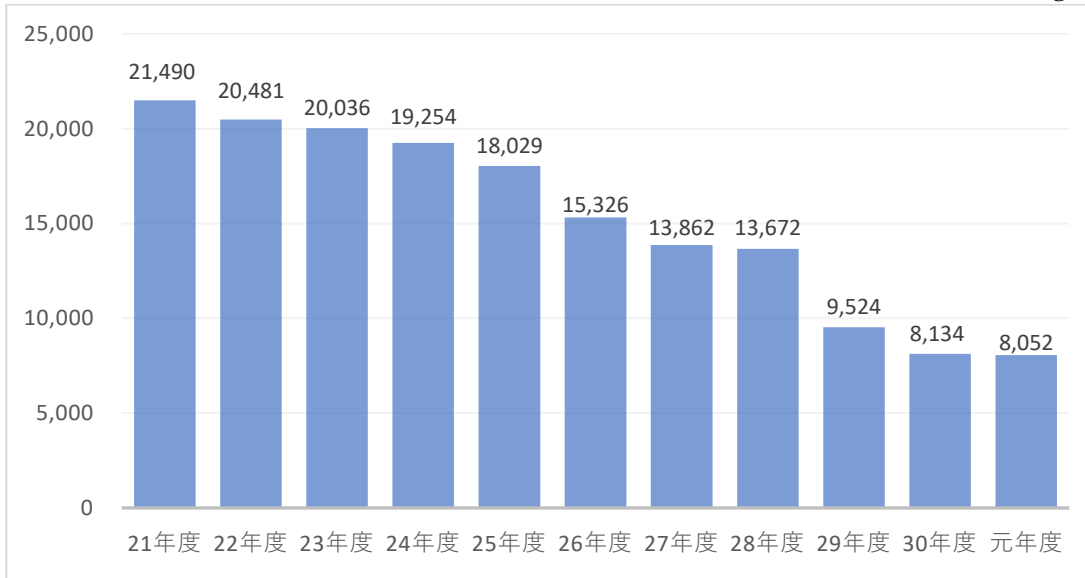


3. 廃食油の回収

平成 18 年 10 月から、家庭から出る廃食油は民間企業により拠点回収され、有効利用されています。

表 22 【廃食油回収量年度別実績】

(単位：kg)



4. せん定枝回収モデル事業

循環型社会形成推進施策のひとつであるリサイクル品の項目拡大にあるせん定枝の資源化については以前から市民要望が多かったことから、ごみの減量や資源化をさらに促進するとともにごみ処理場の延命化を図るため、家庭から出るせん定枝を無料で回収するモデル事業を平成 26 年度から実施しています。

平成 26～28 年度は、自己搬入された方のみを対象として無料回収を行いました。平成 29 年度以降は回収方法を変更し、令和元年度は 11 月の粗大ごみ収集日にすべての家庭をまわって戸別で収集を行うとともに、自己搬入での受け入れを実施しました。

表 23 【せん定枝回収モデル事業年度別実績】

		自己搬入のみ			戸別収集のみ		自己搬入 & 戸別収集
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
件数	自己搬入	868件	904件	990件	—	—	423件
	戸別収集	—	—	—	2,380件	2,432件	1,997件
	合計	868件	904件	990件	2,380件	2,432件	2,420件
回収量	自己搬入	71.19t	82.08t	382.46m ³	—	—	71.93t
	戸別収集	—	—	—	237.00m ³	72.79t	49.88t
	合計	71.19t	82.08t	382.46m ³	237.00m ³	72.79t	121.81t

5. 集団資源回収

恵庭市内の各種団体が独自で資源物を回収する活動に対して、市では奨励金を交付し、廃棄物の減量とリサイクル促進に取り組む団体を応援しています。平成22年度までの奨励金は、1kg当たり2円でしたが、平成23年度から奨励金を1kg当たり3円に増額しています。

平成26年度から、紙製容器包装（雑紙を含む）に限り、奨励金を1kg当たり6円に増額し、より一層取り組みを推進しています。

表 24【集団資源回収年度別実績】

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施団体	町内会	46	46	49	48	48	47	46	48	49	50	49
	学校	9	9	9	10	11	9	9	11	11	12	13
	老人クラブ	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
	スポーツ団体	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6
	その他	4	4	5	7	7	7	7	6	6	6	6
	計	67	67	71	73	74	71	71	73	74	76	76
回収量(t)		2,311	2,263	2,318	2,383	2,370	2,332	2,304	2,294	2,069	2,161	1,920
奨励金(円)		4,614,400	4,519,000	6,946,800	7,144,600	7,102,900	7,152,600	7,057,600	7,044,500	6,368,900	6,698,400	5,971,000

表 25【集団資源回収量区分別年度別実績】

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
紙類	新聞	1,526,150.0	1,515,309.5	1,535,328.0	1,531,518.0	1,498,886.0	1,458,371.0	1,441,604.0	1,414,873.6	1,260,165.0	1,287,869.0	1,130,884.0
	雑誌	385,938.0	317,370.0	303,434.0	325,961.0	299,636.0	271,733.0	274,069.0	258,919.0	205,951.0	211,750.0	175,639.0
	ダンボール	338,611.0	365,564.5	413,383.0	448,131.0	473,267.5	453,201.0	450,089.5	468,029.5	445,240.0	468,022.0	440,581.0
	紙パック	13,523.9	16,725.0	17,701.0	23,238.0	19,345.0	18,849.0	17,750.5	17,149.9	20,813.0	22,871.0	21,312.0
	紙類その他	0.0	0.0	0.0	7,325.0	8,641.0	0.0	203.0	1,441.0	955.0	260.0	0.0
	紙製容器包装	—	—	—	—	—	54,001.0	51,035.0	56,675.0	55,920.0	73,660.0	72,069.0
小計		2,264,222.9	2,214,969.0	2,269,846.0	2,336,173.0	2,299,775.5	2,256,155.0	2,234,751.0	2,217,088.0	1,989,044.0	2,064,432.0	1,840,485.0
びん・缶・ボトル	びん	12,181.8	10,162.1	8,821.7	7,215.7	7,265.2	6,817.5	6,456.5	7,348.9	7,218.3	7,652.3	6,388.2
	ケース	453.1	372.6	136.5	0.0	64.4	162.0	57.2	34.5	49.8	95.0	130.5
	アルミ缶	21,986.0	23,062.6	24,056.0	24,083.5	24,606.0	24,411.0	24,829.0	25,821.3	23,581.5	26,764.5	24,484.0
	スチール缶	3,412.0	3,939.0	4,379.5	4,608.5	5,176.5	5,160.5	4,330.0	5,427.5	5,951.0	7,571.0	6,163.0
	ペットボトル	8,211.0	9,575.0	9,097.0	10,910.0	12,528.0	12,371.5	12,542.0	16,027.5	16,404.0	22,334.5	13,431.0
	その他	0.0	0.0	0.0	339.6	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	50.0	0.0
	小計	46,243.9	47,111.3	46,490.7	47,157.3	49,640.1	48,922.5	48,214.7	54,669.7	53,204.6	64,467.3	50,596.7
その他	金属類	54.0	465.0	1,238.0	0.0	13,193.0	10,713.0	4,840.0	7,339.0	11,043.0	13,346.0	11,454.0
	布類	65.0	15.0	30.0	0.0	7,090.0	16,284.0	15,583.0	14,501.0	15,800.0	19,105.0	17,675.0
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	68.0	0.0	180.0	10.0	40.0	30.0	80.0
	小計	119.0	480.0	1,268.0	0.0	20,351.0	26,997.0	20,603.0	21,850.0	26,883.0	32,481.0	29,209.0
合計(kg)		2,310,585.8	2,262,560.3	2,317,604.7	2,383,330.3	2,369,766.6	2,332,074.5	2,303,568.7	2,293,607.7	2,069,131.6	2,161,380.3	1,920,290.7
金額(円)		4,614,400	4,519,000	6,946,800	7,144,600	7,102,900	7,152,600	7,057,600	7,044,500	6,368,900	6,698,400	5,971,000
申請件数		67件	67件	71件	73件	74件	71件	72件	75件	74件	76件	76件

6. 環境美化等推進員登録制度

恵庭市環境美化等推進員登録制度は、市内の環境保全を目的として、市と推進員が協働して、より一層地域の美化とごみの減量・リサイクルを推進する制度です。推進員として活動して頂く方においては、市と市民のパイプ役として、また、地域のリーダーとして、市民が参加する循環型社会の実現を目指します。

【推進員の活動内容】

- ・環境美化に関する活動
町内会一斉清掃の実施、ごみゼロの日(5月30日)クリーンウォーキングへの参加など
- ・廃棄物の減量及び分別マナーの向上に関する活動
- ・町内回覧などによる住民周知、地域のごみ排出状況の確認（集合住宅排出ごみ等優良保管場所制度）
- ・リサイクルの推進及び廃棄物の減量に関する活動
集団資源回収の利用周知
- ・不法投棄の通報
- ・ボランティア袋の配布

7. ボランティア袋

平成22年4月の家庭ごみの有料化に併せて導入されています。道路や公園などの公共施設においてボランティア清掃する個人や団体の方に、ボランティア袋を無料配布し、市で回収を実施しています。

平成31年4月からは焼却処理のための「草木類専用ボランティア袋」が追加され、これまでの「ポイ捨てごみ用ボランティア袋」と合わせて、ボランティア袋が2種類となっており、窓口での配布や町内会への配布を行っています。

表 26 【令和元年度ボランティア袋の配布状況】

場所	区分	申請件数	種別	配布枚数
恵庭市役所	個人	321	草木類専用	6,597
			ポイ捨てごみ用	2,505
	団体	77	草木類専用	3,853
			ポイ捨てごみ用	2,146
島松支所	個人	106	草木類専用	1,720
			ポイ捨てごみ用	221
	団体	7	草木類専用	650
			ポイ捨てごみ用	0
恵み野出張所	個人	189	草木類専用	3,204
			ポイ捨てごみ用	274
	団体	19	草木類専用	1,430
			ポイ捨てごみ用	290
中恵庭出張所	個人	5	草木類専用	60
			ポイ捨てごみ用	0
	団体	0	草木類専用	0
			ポイ捨てごみ用	0
小計			草木類専用	17,514
			ポイ捨てごみ用	5,436
町内会			草木類専用	20,970
			ポイ捨てごみ用	12,560
合計				56,480

表 27 【令和元年度ボランティアによる収集量】（単位：t）

廃棄物管理課	35.22
委託先	67.05
合計	102.27

8. 集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度

地域や集合住宅に設置した「ごみステーション」は排出されたごみを一時仮置きする場所で、適正に管理し、地域の環境衛生を保全する必要があります。

この制度は、集合住宅のごみステーション等に排出されるごみについて、適正に分別、維持管理が行われているか一定の基準で評価・認定し、社会的にPRする制度です。また、ごみステーションの排出状態を改善し、より良く保つことで防犯効果にも繋がります。

入居者、管理会社及び、オーナーの適正な分別を促し、ごみの減量意識向上を目的としています。

表 28 集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定一覧

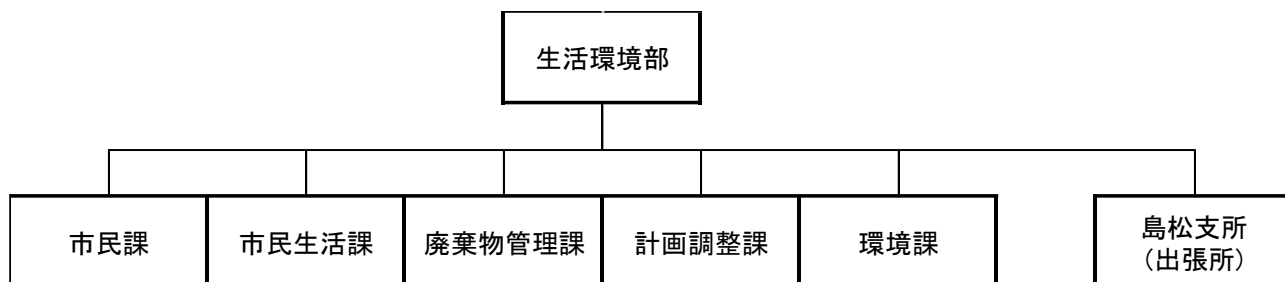
	所在地	名称	認定番号	認定年月日
1	相生町	コロナード恵庭	2	平成 22 年 8 月 18 日
2	相生町	相生ハイツ	3	平成 22 年 8 月 18 日
3	有明町	キャッスル	4	平成 22 年 8 月 19 日
4	住吉町	ハイツウッドヒル	8	平成 22 年 8 月 25 日
5	柏陽町	パレ・リュミエール	9	平成 22 年 8 月 24 日
6	和光町	サンブリッチ	10	平成 22 年 8 月 25 日
7	和光町	ウッドヒルⅡ	12	平成 22 年 8 月 25 日
8	和光町	TMS	13	平成 22 年 8 月 25 日
9	和光町	和光IMS	14	平成 22 年 8 月 25 日
10	文京町	プリマヴェーラⅠ・プリマヴェーラⅡ	16	平成 22 年 8 月 30 日
11	栄恵町	松屋ビル	17	平成 22 年 9 月 1 日
12	桜町	桜町一番館	20	平成 22 年 9 月 13 日
13	島松本町	なのはなマンション	21	平成 22 年 9 月 14 日
14	住吉町	グリーンハイム103	22	平成 22 年 9 月 15 日
15	住吉町	グリーンハイム106	23	平成 22 年 9 月 15 日
16	緑町	グリーンハイム101・102	24	平成 22 年 9 月 16 日
17	恵み野北	恵み野ハイム	27	平成 22 年 10 月 15 日
18	本町	パークハイツ本町	28	平成 22 年 10 月 29 日
19	本町	マック恵庭本町コート	29	平成 22 年 11 月 30 日
20	駒場町	マリnpalesⅠ・マリnpalesⅡ	30	平成 22 年 12 月 6 日
21	泉町	スイートハウス	32	平成 23 年 1 月 31 日
22	北柏木町	我夢21	33	平成 23 年 3 月 16 日
23	恵み野南	道営住宅恵み野団地	34	平成 23 年 8 月 16 日
24	島松本町	北宿舎2号棟	35	平成 23 年 8 月 16 日
25	和光町	ステージアエルム 山崎製パン(株)札幌工場独身寮	38	平成 23 年 8 月 26 日
26	柏木町	ハイツカルミア	39	平成 24 年 1 月 27 日
27	柏木町	オークハイツ	40	平成 24 年 1 月 27 日

28	黄金中央	黒田ハイム	4 1	平成 24 年 1 月 27 日
29	黄金南	リバティ恵庭	4 2	平成 24 年 2 月 21 日
30	黄金南	ガラスミア恵庭	4 3	平成 24 年 2 月 21 日
31	漁町	遊イングハイツ	4 5	平成 24 年 2 月 21 日
32	住吉町	田むら	4 6	平成 24 年 2 月 27 日
33	中島町	ハイツ日下Ⅱ	4 7	平成 24 年 8 月 23 日
34	桜町	ピースプレイス	4 9	平成 25 年 7 月 18 日
35	柏木町	オーク	4 4	平成 31 年 2 月 5 日

※令和 2 年 3 月末現在

VI. 生活環境部機構図

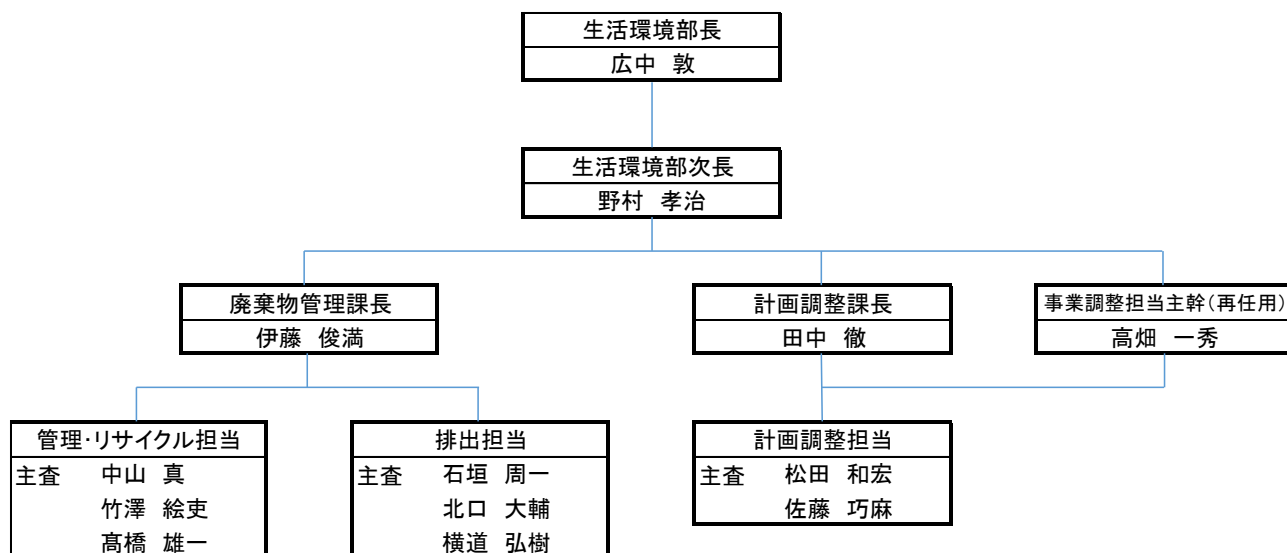
生活環境部機構図



◀生活環境部（廃棄物関連部門）▶

廃棄物管理課 7 名

計画調整課 4 名



VII. 事務分掌

廃棄物管理課

- ・廃棄物処理実施計画に関すること。
- ・廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- ・一般廃棄物の収集運搬計画及び指導に関すること。
- ・一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に係る許可及び指導に関すること。
- ・し尿の収集運搬計画及び指導に関すること。
- ・ごみ処分手数料及びし尿処理手数料に関すること。
- ・清掃事業の企画統計に関すること。
- ・循環型社会形成の推進に関すること。
- ・廃棄物再生利用業の指定及び指導監督に関すること。
- ・資源回収物の処分に関すること。
- ・きれいなまちづくり条例(平成 15 年条例第 9 号)に関すること。
- ・リサイクル団体の育成及び指導に関すること。
- ・廃棄物の不法投棄に係る指導改善に関すること。
- ・北海道循環資源利用促進税に関すること。
- ・焼却施設に関すること。
- ・ごみ処理場に関すること。
- ・リサイクルセンターに関すること。
- ・生ごみ・し尿処理場に関すること。

計画調整課

- ・廃棄物の処理及び処分の基本計画に関すること
- ・廃棄物の処理、処分及び組成分析に関すること
- ・廃棄物処理施設の整備に関すること
- ・廃棄物の処理方式の調査研究に関すること
- ・廃棄物処理施設の周辺対策に関すること
- ・中島松地域交流施設に関すること

VIII. 令和2年度 恵庭市一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物処理の基本的事項

1. 処理区域 恵庭市全域
2. 計画期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
3. 処理計画量

(1) 市が処理する一般廃棄物

(単位:トン)

一般廃棄物の種類		令和元年度 (見込み)		令和2年度 (計画量)		令和2年度 (基本計画値)	
		収集	直搬	収集	直搬	収集	直搬
家庭系	燃やせるごみ	6,840	982	6,867	0	6,501	112
	燃やせないごみ	386	378	388	376	457	1,050
	粗大ごみ	385		387		593	
	生ごみ	2,301		2,310		2,488	
	資源物	2,290	34	2,299	36	2,768	225
	小計	12,202	1,393	12,251	412	13,052	1,387
	一人当たり	478		478		513	
事業系	燃やせるごみ		1,175		2,436		2,436
	燃やせないごみ		1,009		940		940
	生ごみ		1,482		1,248		1,248
	資源物		73		85		
	小計		3,739		4,709		4,624
合計		17,334		17,372		19,063	
資源化率		38.86%		37.86%		40.50%	
し尿		3,019 kℓ/年		2,852 kℓ/年		2,004 kℓ/年	
浄化槽汚泥		1,473 kℓ/年		1,519 kℓ/年		1,655 kℓ/年	
合計		4,492 kℓ/年		4,371 kℓ/年		3,659 kℓ/年	

(2) 一般廃棄物処分業許可業者で処理する一般廃棄物

(単位:トン)

一般廃棄物の種類	令和元年度 (見込み)	令和2年度 (計画量)
が れ き 類	165.24	165.24
木 く ず	1,018.13	695.52
刈 草	506.30	506.30
合 計	1,689.67	1,367.06

(3) 区域外で処理する一般廃棄物

(単位:トン)

一般廃棄物の種類	令和元年度 (見込み)	令和2年度 (計画量)
食 品 残 渣	50.28	56.45
動 植 物 性 残 渣	2.94	5.0
す き と り 物	954.5	2,500.0
動 物 の 死 骸	15.0	7.5
水 銀 含 有 廃 棄 物	14.91	14.14
合 計	1,037.63	2,583.09

※資源化等処理施設を有する市町村との区域外搬入協議により処理を実施する。

※すきとり物は、突発的な工事も発生するため前年度の計画値と同様とする。ただし、発生地内再利用等による発生抑制に努める。

※動物の死骸は有害鳥獣駆除による鹿等を見込む。

※水銀含有廃棄物は一般家庭から排出された蛍光管や電池類、水銀使用廃製品を見込む。

2 ごみ処理実施計画

1. 市が処理する一般廃棄物

(1) 処理主体及び処理方法

ア. 家庭ごみ

次の区分により減量化・資源化を図るものとし、排出にあたっては分別を遵守し、処理の適正化を推進する。

種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃 や せ る ご み	市(委託)	市(委託)	焼却	—	—
燃 や せ な い ご み	市(委託)	—	—	市(委託)	埋立
キ ケ ン ご み	市(委託)	—	選別	市(委託)	埋立
粗 大 ご み	市(委託)	—	破碎・磁選	市(委託)	埋立
生 ご み	市(委託)	市(委託)	破碎選別	—	—
プラスチック容器包装	市(委託)	市(委託)	選別 圧縮梱包	—	—
ペットボトル・缶・びん	市(委託)	市(委託)	選別 圧縮梱包	—	—
紙 パ ッ ク	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
ダ ン ボ ー ル	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
新聞ちらし・雑誌・本	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
蛍光管・LED ・水銀使用廃製品	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
電 池	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
古 着 ・ 古 布	市(拠点回収)	市	専用回収 バック詰	—	—
小 型 家 電	市(拠点回収)	市	専用回収 バック詰	—	—
し 尿	市(委託)	市(委託)	一次処理 夾雑物除去	—	—
浄 化 槽 汚 泥	許可業者	市(委託)	一次処理 夾雑物除去	—	—

イ. 事業系ごみ

排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者は、減量化・資源化に努め、市の施設に搬入するときは自ら搬入するか、収集運搬許可業者へ委託し搬入する。

種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃 や せ る ご み	排出者 許可業者	市(委託)	焼却	—	—
燃 や せ ない ご み	排出者 許可業者	—	破碎・磁選	市(委託)	埋立
生 ご み	排出者 許可業者	市(委託)	破碎選別	—	—
資 源 物	排出者 許可業者 資源回収業者	市(委託) 資源化業者	選別 圧縮梱包	—	—
し 尿	市(委託)	市(委託)	一次処理 夾雑物除去	—	—
浄 化 槽 汚 泥	許可業者	市(委託)	一次処理 夾雑物除去	—	—

(2) 排出方法・収集回数・収集方法

ア. 家庭ごみ

種類	排出方法	収集回数	収集方法等
燃 や せ る ご み	有料指定ごみ袋 (燃やせるごみ用) ごみ処理券	週2回 (農村地区週1回)	戸別収集 及びステーション方式
燃 や せ ない ご み キケンごみ	有料指定ごみ袋 (燃やせないごみ用) (キケンごみはキケン表示)	月1回	
粗 大 ご み	ごみ処理券	申込の都度	
生 ご み	有料指定ごみ袋 (生ごみ専用)	週2回 (農村地区週1回)	
プラスチック容器包装	中身の見える袋を使用	月3~4回	
ペットボトル・缶・びん	中身の見える袋を使用	月3~4回	
紙 パ ッ ク	ひもで縛るか 中身の見える袋を使用	月3~4回	
ダンボール	ひもで縛るか 中身の見える袋を使用	月3~4回	
新聞ちらし・雑誌・本	ひもで縛るか 破れない袋を使用	月3~4回	
蛍光管・LED ・水銀使用廃製品	購入時の箱等利用するか 中身の見える袋を使用	月3~4回	
電 池	電池と表示し、 中身の見える袋を使用	月3~4回	

イ. 事業系ごみ

種類	収集方法等
燃 や せ る ご み	市の施設へ排出者自らが搬入するか収集運搬許可業者に依頼して搬入。 資源化業者へ自らが搬入するか収集運搬許可業者に依頼して資源化業者へ搬入 若しくは資源回収業者による運搬。
燃 や せ ない ご み	
生 ご み	
資 源 物	

ウ. し尿・浄化槽汚泥

種類	収集方法等
し 尿	申し込み制による戸別収集
浄 化 槽 汚 泥	許可業者へ自らが委託

エ. 地域清掃及びボランティア清掃ごみ

種類	収集方法等
公共の場所(公園・道路等)を町内会や団体等で清掃した際に排出されるごみ	ポイ捨てごみ用ボランティア袋又は草木類専用ボランティア袋を使用し、廃棄物管理課又は所管課と事前に協議する。
公共の場所(公園・道路等)を個人で清掃した際に排出されるごみ	ポイ捨てごみ用ボランティア袋又は草木類専用ボランティア袋を使用し、廃棄物管理課又は所管課へ連絡する。

(3)ごみ排出に伴う協力義務等

ア. 家庭ごみ

家庭からごみを排出する時は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・キケンごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源物(7区分)に分別し、収集日の朝 8 時 30 分までに道路沿いの決まった場所に出す。

種類	排出時の協力義務等
燃 や せ る ご み	燃やせるごみに分別される物の中に含まれる金属等の不燃物は可能な限り除去する。
燃 や せ ない ご み	ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、危険防止の梱包を行う。
キ ケ ン ご み	スプレー缶、卓上ガスボンベ及びライターは中身を使い切り、「危険物」と表示し、マッチ・花火その他火が出る恐れのあるものについては、水に濡らし、「危険物」と表示する。
粗 大 ご み	申込時の受付番号をごみ処理券に記入する。
生 ご み	一つ一つの生ごみを 15cm未満に小さくする。
プラスチック容器包装	中身を残さずに汚れを落とす。
ペットボトル・缶・びん	汚れを落とし潰さない。
紙 パ ッ ク	汚れを落とす。
ダ ン ボ ー ル	荷崩れしないようにする。
新聞ちらし・雑誌・本	荷崩れしないようにする。
蛍光管・LED ・水銀使用廃製品	割れている場合は紙で包む。
電 池	リチウムイオン電池は端子部分を絶縁する。

イ. 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、特に事業者自ら減量化・資源化及び分別の徹底を図り、これら廃棄物の保管施設の設置等に努める。また、再生利用や再資源化が可能なものは資源化施設等で処理し、市の最終処分場への搬入はそれ以外の廃棄物とする。

種類	排出時の協力義務等
燃 や せ る ご み	1個当たりの大きさが最長辺40センチメートル未満（ロープ、紐又はシート状のものにあつては、広げた状態で最長辺200センチメートル未満）にし、袋に入れる場合は中身の見える袋で1袋当たりの内容量が60リットル以下にする。
燃 や せ ない ご み	最長辺を200cm以下にする。
生 ご み	最長辺を15cm以下にし、700以下の中身の見える袋に入れる。
資 源 物	汚れを落とし、700以下の中身の見える袋に入れる。

ウ. 適正処理困難物

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条に規定する市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の際し、適正な処理が困難となる物。

種類	処分方法等
廃ゴムタイヤ	タイヤ販売店、ガソリンスタンド等へ依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器（テレビジョン受信機、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコンディショナー等）	販売店舗へ引取りを依頼するか、専門業者へ依頼する。
廃消火器	専門業者へ依頼する。
廃自動車	販売店等へ依頼する。
廃原動機付自転車	販売店、公益社団法人自動車リサイクル促進センターへ依頼する。
廃船	一般社団法人日本マリン事業協会へ依頼する。
エンジンが付属するもの	販売店等へ依頼する。
携帯電話及びスマートフォンの電池パック	各携帯電話会社へ依頼する。
動物の死骸	ペットの場合は恵浄殿（火葬場）へ、事業活動から生じるものは区域外搬入による。
太陽光等発電設備	販売店等へ依頼する。

エ. 排出禁止物

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条に規定する市が行う一般廃棄物の収集に際して排出を禁止する廃棄物。

種類	品目の例示	排出方法等
特別管理一般廃棄物	ポリ塩化ビフェニルを使用する部品、ダイオキシン類の量がばいじん等 1gにつき 3ngを超えるもの、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物	専門業者に依頼する。
毒性、感染性、爆発性、引火性等危険性のある物又は著しく悪臭を発する物	プロパンガスボンベ、灯油、エンジンオイル、バッテリー、農薬、有害物質を含む薬品、注射器及び注射針、汚物など	専門業者や販売店に依頼する。 注射器及び注射針はかかりつけの病院へ依頼する。 汚物はトイレに流す。
液状の物	食用油、塗料など	凝固、乾燥等により固形化させるか、布などに染み込ませて市の収集に排出する。
適正処理困難物	ウに規定する物	ウに規定する処分方法による。
規則で定めるもの		
	分別がされていないもの	分別し直して市の収集に排出する。
	火災ごみの撤去に伴って生じた廃木材等	排出者自らが運搬するか収集運搬許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。
	最大の辺又は径が 2 メートルを超えるもの	分解、切断等の措置を講ずるか、排出者自らが運搬又は収集運搬許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。
	体積が 2 立方メートルを超えるもの	
	重量が 80 キログラムを超えるもの	
	短辺の幅が 1.5 メートルを超える廃スプリングマットレス及び廃スプリング入りソファ	
	パーソナルコンピュータ	製造業者又は一般社団法人パソコン 3R 推進協会へ回収を申し込む。
	小型充電式電池	端子部分に絶縁の措置を講じ、市の収集に排出する。
	庭石、土砂及び石	建設・土木・造園業者へ依頼する。
	レンガ、ブロック、コンクリート塊及びアスファルト	排出者自らが運搬するか収集運搬許可業者に依頼して民間の資源化施設へ搬入する。
	事業活動により生じたもの	事業系ごみとして排出者自らが運搬するか収集運搬許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。

(4) 処理施設の概要

ア. 中間処理施設

施設名	所在地	処理方法	処理能力	受入日・時間等
し尿処理場	中島松 460-1	一次処理 夾雑物除去	15kℓ/日	月～金曜日 8:45～17:00 土曜・日曜日及び 12/31～ 1/3 は休業
焼却施設	中島松 461-1	焼却	56t/日	月～金曜日 8:45～17:00 土曜・12/31 は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3 は休業
リサイクルセンター	島松沢 131-8	選別・ 圧縮梱包	11t/5h	月～金曜日 8:45～17:00 土曜・12/31 は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3 は休業
生ごみ・し尿処理施設	中島松 460-1	破碎選別	18t/日	月～金曜日 8:45～16:00 土曜・12/31 は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3 は休業
破碎処理施設	盤尻 255-4 他	破碎・磁選	60t/h	ごみ処理場内での前処理施設として設置

イ. 最終処分場

施設名	所在地	処理方法	構造等	受入日・時間等
ごみ処理場	盤尻 255-4 他	最終処分	管理型 面積 20,500 m ² 容積 160,000 m ³	月～金曜日 8:45～17:00 土曜・12/31 は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3 は休業

ウ. 施設整備計画

施設名	施設整備内容
有害鳥獣処理施設	動物専用の焼却炉の整備に向けた検討を進める。

2. 一般廃棄物処分量許可業者で処理する一般廃棄物

(1) 処理主体及び処理方法

種類	収集・運搬主体	中間処理	
		処理主体	処理方法
がれき類 刈草	排出者、 許可業者	許可業者	資源化
木くず	排出者、許可業者	許可業者	資源化

(2) 処理施設の概要

施設名	種別	所在地	再資源化 対象物	処理能力	受入日・時間等
クリーン産業 株式会社	一般廃棄物 処分量許可	恵庭市 盤尻 49-1	木くず類、 がれき類、 刈草	17.6t/日 240t/日	月～土曜日 7:30～ 17:00、日曜日休業 (他年末年始)
リサイクルファクトリー 株式会社	一般廃棄物 処分量許可	恵庭市 柏陽町 4丁目 11- 10	木くず、 流木	49t/h	事業毎に定める
株式会社 C & R	一般廃棄物 処分量許可	苫小牧市 字静川 5-4	流木、 風倒木、 剪定木	50.8t/h	事業毎に定める

3. 区域外で処理する一般廃棄物

(1) 処理方法

種類	収集・運搬主体	処理方法
食品残渣	排出者、許可業者	資源化
動植物性残渣		
すきとり物	排出者、許可業者	資源化
動物の死骸	排出者、許可業者	焼却処理
水銀含有廃棄物	処理施設による引取	資源化

(2) 処理施設の概要

施設名	所在地	対象物	処理能力
株式会社ばんけいリサイクルセンター 石狩事業所 石狩生ゴミリサイクル工場「衛生舎」	石狩市 新港中央 2丁目 757-11	食品残渣、 動植物性残渣	10,000t/年
リサイクルファクトリー 株式会社	千歳市 中央 690-42	すきとり物	小型破碎機 48t/8h 選別 720t/8h 破碎 160t/8h
角山開発株式会社	江別市 角山 69-9,10	動物の死骸	42.67t/日
野村興産株式会社	北見市 留辺蕊町富士見 217-1	水銀含有廃棄物	電池 100.8t/日 蛍光灯 38.78t/日

3 一般廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用、エネルギー回収、適正処理の施策

(令和2年度の取組)

1. 発生抑制施策の促進

環境に配慮したライフスタイル・事業活動の定着に向け、市民・事業者・市などの各主体が自ら意識改革し、その意識を深く浸透させていくために、積極的に意識改革・情報提供を行い、ごみ減量施策の第一である発生抑制についての取り組みを実効性のあるものとして推進する。

NO	施策名称	具体的内容
1	実践者から将来を担う子供までの意識啓発・情報提供・環境教育の推進	各種紙媒体及びホームページ等での周知の他、出前講座や分別説明会、ごみ処理施設の見学受入等により、意識啓発を行う。 小学校で使用される副読本の改正時期でもあるため、必要に応じて小学生を対象とした分別説明会の実施や資料提供を行う。
2	家庭系廃棄物処理手数料及び事業系一般廃棄物処分手数料の改定周知	令和2年度からごみ処理手数料を順次改定する事へ向け、手数料改定内容の周知と合わせ、さらなるごみ分別の徹底と減量化を呼びかける。 家庭系廃棄物における有料指定ごみ袋の切替や粗大ごみ用の処理券追加について市民及び取扱店へ周知を図る。
3	エコ商店の利用推進	お店に返すリサイクルとして位置づけ、店頭回収の実施により独自のルートでリサイクルを実施する環境に配慮した商店について、市民団体と協力してPRを実施する。

2. 再使用・再生利用についての施策の促進

ものを大切に長く使うことや繰り返し使うことを基本に、ごみの中には有用な資源があることについての情報提供・意識啓発を積極的に進め、市民・事業者の意識の向上を促すとともに、分りやすく取り組めるような環境整備を推進。また、回収拠点の拡大による排出機会の確保やリサイクル対象品目の拡大などにより、再使用・再生利用の推進を図る。

NO	施策名称	具体的内容
1	生ごみ資源化の推進	生ごみ(家庭系・事業系)について、燃やせるごみから分別して、生ごみ・し尿処理施設において破碎・選別、下水終末処理場へ移送、施設内でバイオガスを生成し、施設内の暖房及び電力としての有効利用を継続する。
2	拠点回収の実施	古着・古布及び小型家電の拠点回収(市役所・支所・出張所)の啓発等により再生利用を促進する。
3	せん定枝モデル回収事業の実施	焼却施設稼働による処理を見すえたモデル回収事業を実施する。
4	木質バイオマス燃料化事業の実施	民間事業者と連携し、剪定枝等の木質系廃棄物のバイオマス燃料化(有価売払い)を実施し、資源化を促進する。
5	集団資源回収の拡大・強化	集団資源回収団体及び回収量の拡大(未加入団体等への啓発)について継続して実施し、また、各団体で回収品目が異なることから回収品目等の情報提供を実施、再生利用について促進する。町内会等の実施状況を公表し、集団資源回収への市民参加を促進する。
6	事業系一般廃棄物の分別資源化	事業活動から発生するリサイクル可能なものは、市が指定する再資源化業者への搬入指導を廃棄物管理課及び各施設において継続して実施する。
7	リサイクル取組団体の支援	市民団体等のリサイクルへの取組について、市民・事業者へ周知し、リサイクル意識高揚を促進する。

3. エネルギー回収についての施策

「バイオマス」としての位置づけである「生ごみ」の利活用により、エネルギーを回収し、天然資源の消費の抑制を図る

NO	施策名称	具体的内容
1	生ごみから発生するバイオガスの有効活用	生ごみ分別収集により集められた家庭系生ごみ及び直接搬入等の事業系生ごみについて、生ごみ処理施設において破碎・選別後、下水終末処理場へ移送し、場内の消化槽を利用してメタン発酵により生成したバイオガスを民間に売却し発電により電気へ転換を図るなど、エネルギーの利活用に努める。
2	焼却施設の余熱エネルギーの活用	令和2年度より本稼働する焼却施設で発生する余熱を蒸気として回収することで、施設内の暖房、給湯、電力に利用するほか、隣接する生ごみし尿処理場、下水終末処理場に熱エネルギーとして供給し、汚泥乾燥、消化槽加温、暖房として活用する。

4. 適正処理についての施策

生活安全上の保全と環境負荷を減らすために、市のごみ処理の方向性を確立し、ごみ処理経費の抑制を図りながら効率的収集体制、効果的処理体制について構築します。また、不法投棄や不適正排出については、市民・事業者・関係団体・市が相互に連携・協働して取り組む体制の構築を目指します。

NO	施策名称	具体的内容
1	ごみの適正処理の推進	廃棄物の減量化及び資源化に関する啓発のため市民への広報、パンフレットの配布を実施する。
3	環境美化推進員登録制度	平成 22 年度実施の家庭ごみ有料化実施に併せて、環境美化推進員登録制度を導入、各地域の推進員からの活動状況報告や研修会を開催し、地域毎の特色ある環境美化活動の情報共有を図り、環境衛生の向上を促進する。
5	集合住宅ごみ等優良保管場所認定制度	優良保管場所の維持に向けた啓発を実施する。
6	不法投棄・不適正排出対策	町内会・環境美化等推進員、集合住宅オーナー及び管理会社と連携し、不法投棄・不適正排出対策に努める。

5. 適正かつ効率的なし尿・浄化槽汚泥・生ごみ処理体制の構築

NO	施策名称	具体的内容
1	し尿・浄化槽汚泥の収集体制の確保及び効率的な処理施設の管理運営	し尿・浄化槽汚泥・生ごみの処理量を踏まえ、効率的な処理体制・施設の運転管理を実施する。

IX. 清掃関連法令・内規類・その他資料

○恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成6年3月30日

条例第4号

改正 平成7年2月2日 条例第1号

平成8年12月30日 条例第26号

平成10年12月30日 条例第30号

平成11年12月16日 条例第26号

平成14年3月14日 条例第4号

平成14年10月18日 条例第27号

平成15年12月16日 条例第29号

平成18年12月6日 条例第29号

平成19年10月29日 条例第28号

平成21年3月30日 条例第10号

平成22年12月15日 条例第22号

平成23年12月15日 条例第29号

平成24年12月18日 条例第31号

平成25年12月18日 条例第36号

平成28年12月27日 条例第41号

平成29年3月28日 条例第12号

平成30年12月18日 条例第36号

平成31年2月27日 条例第2号

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第35号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することにより、循環型社会の形成、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

- (4) 再利用 活用しなければ不要となる廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (6) 再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。
- (7) 戸別ごみ排出場所 一戸建ての住宅に居住する市民が、市が行う家庭廃棄物の収集に排出するため当該住宅の敷地内に設置又は指定する当該住宅からの家庭廃棄物のみを排出する場所をいう。
- (8) ごみ保管場所 一戸建ての住宅に居住する市民又は共同住宅に居住する市民が、市が行う家庭廃棄物の収集に排出するため共同で利用する家庭廃棄物のみを集積する場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する技術開発に努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに市民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用可能な物の分別、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図るとともに、発生した家庭廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法で自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会の設置及び組織)

第6条 市長の諮問に応じ、本市における廃棄物の減量化並びに廃棄物の処理及び清掃に関する事項を調査審議するため、恵庭市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 民間諸団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(減量化推進のための市の役割)

第7条 市長は、再利用等による廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

2 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため必要と認めるときは、市民及び事業者に対して指導又は助言を行うことができる。

3 市長は、再利用の可能な廃棄物の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(減量化推進のための事業者の役割)

第8条 事業者は、その事業系廃棄物を減量するため、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用の促進に必要な措置を講ずるとともに、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確立等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再利用が可能な包装容器等の普及を図り、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

4 事業者は、市民が商品等の購入に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択することができるように努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(事業系廃棄物の保管場所等の設置)

第9条 事業用建築物を所有する者又は建設しようとする者は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所の設置基準は、規則で定める。

(減量化推進のための市民の役割)

第10条 市民は、集団資源回収(町内会その他の団体が新聞、雑誌、ダンボールその他の資源物を回収し、当該資源物の回収を業とする者に引き渡す行為であって、営利を目的としないものをいう。以下同じ。)その他再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を購入するに当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第11条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ適正な一

一般廃棄物の処理を行うものとする。

(一般廃棄物の処理に関する基本的事項の告示)

第12条 市長は、土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、当該土地又は建物の管理者とする。以下「占有者等」という。)及び事業者が一般廃棄物の適正な処理を容易に行うことができるよう、一般廃棄物処理計画のうちの排出方法、処理施設、受入時間等の基本的事項を告示するものとする。

2 市長は、前項の基本的事項に変更があったときは、その都度変更の内容を告示するものとする。

(市が処理する一般廃棄物)

第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物(浄化槽汚泥を除く。)及び事業系一般廃棄物のうちし尿を収集、運搬又は処分するものとする。

2 市は、家庭廃棄物の適正な処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物(浄化槽汚泥を含む。)を処分することができる。

(排出マナーの遵守義務)

第14条 占有者等は、自ら処分できない家庭廃棄物については、第12条第1項の基本的事項に定める排出方法により、散乱及び飛散の防止策を講じて戸別ごみ排出場所又はごみ保管場所に排出しなければならない。

2 ごみ保管場所を利用する者は、自ら処分できない家庭廃棄物を市長の定める排出方法によりごみ保管場所に持ち出し、市が収集した後は常に清潔にしておかなければならない。

3 住戸数が2戸以上の住宅(長屋、共同住宅、寄宿舎、寮等をいう。以下同じ。)を所有する者又は建設しようとする者は、当該住宅に係る家庭廃棄物のごみ保管場所を設置しなければならない。この場合において、住宅を所有する者又は建設しようとする者は、当該ごみ保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(家庭廃棄物の収集又は運搬の禁止等)

第14条の2 市(市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。)以外の者は、戸別ごみ排出場所及びごみ保管場所に排出された家庭廃棄物(集団資源回収のために排出されたものを除く。)を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、戸別ごみ排出場所及びごみ保管場所から家庭廃棄物を収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

(適正処理困難物の指定)

第15条 市長は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に際し、適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

(排出禁止物)

第16条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。ただし、規則で定める処理を施した物については、この限りでない。

(1) 特別管理一般廃棄物

- (2) 毒性、感染性、爆発性、引火性等危険性のある物又は著しく悪臭を発する物
- (3) 液状の物
- (4) 適正処理困難物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処理施設等の機能に支障を生ずる物で、規則で定めるもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第17条 占有者等及び事業者は、自らその一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(処理状況の把握)

第18条 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託しようとする占有者等及び事業者は、当該一般廃棄物が不適正に処理されることのないよう、その処理の状況等の把握に努めなければならない。

(処理計画作成の指示)

第18条の2 市長は、必要と認めるときは、多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。

(市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格)

第18条の3 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項第1号から第3号までに掲げる資格又は経験を有する者であること。
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

(市が処分する産業廃棄物)

第19条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認めるものとする。

2 前項の産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(産業廃棄物の受入基準等)

第20条 前条の産業廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する者は、別に規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 前項の処理施設の管理者は、当該施設に前条の産業廃棄物を搬入する者が前項の受入基準に従わない場合には、当該産業廃棄物の受入れを拒否することができる。

(産業廃棄物処理に関する市長の指導監督)

第21条 市長は、市内において生ずる産業廃棄物の実態を把握し、その適正な処理が行われるよう事業者に対し必要な指導監督を行うものとする。

(改善命令等)

第22条 市長は、第9条、第14条第1項又は第17条の規定に違反していると認めるときは、その者に対

し、期限を定めて必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかったときは、その旨を公表することができるとともに、一般廃棄物の収集、運搬又は処分することを期限を定めて停止させることができる。

3 前項に規定する期限は、命令を受けた者への指導等の強化のため、当該廃棄物の種類及び量等によってその都度定めるものとする。

(地域の清潔の保持)

第23条 占有者等は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して、地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第24条 何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空缶、吸殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。

2 前項の公共の場所の管理者は、これらの場所の清潔の保持及び適正な管理に努めなければならない。

3 土木、建築等の工事を行う者は、都市の美観を損なわないように、工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

(空地の管理)

第25条 空地を所有し、又は管理する者は、空地の環境保全に関する条例(昭和51年条例第3号)に規定する空地及びその他の空地にみだりに廃棄物が捨てられないように、適正な管理をしなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第26条 市は、第13条の規定により一般廃棄物を処理するときは、別表1に掲げる手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料の徴収等に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申請により前条の手数料を減免することができる。

- (1) 天災に直接起因して廃棄物となった一般廃棄物を処分しようとするとき。
- (2) 火災により廃棄物となった一般廃棄物を処分しようとするとき。
- (3) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

(産業廃棄物処分手数料)

第28条 市が産業廃棄物を処分するときは、別表2に定めるところにより算出した額の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を手数料として徴収する。

2 前項に規定する手数料の徴収等に関し必要な事項は、規則で定める。

第29条 削除

(一般廃棄物処理業許可申請等の手数料)

第30条 別表3に掲げる許可等の申請をする者は、当該申請の際に、同表に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の手料金は、還付しない。

(過料)

第30条の2 第14条の2第2項の規定による命令に従わない者には、5万円の過料を科する。

2 詐欺その他不正な行為により、この条例に定める手数料又は費用の徴収を免れたものには、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(報告の徴収)

第31条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、廃棄物の処理に関して必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第32条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の処理に関し必要な検査を行わせることができる。

(清掃指導員)

第33条 市長は、法第19条第1項及び前条の規定による立入検査並びにこの条例に定める事項の指導を行わせるため、市の職員のうちから、清掃指導員を任命する。

2 清掃指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

2 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第35号)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例施行の際、現に改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則(平成7年2月2日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 し尿処理手数料の金額については、別表1の規定にかかわらず平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間は、10リットルにつき50円とする。

3 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に収集したし尿処理手数料及び処理したごみ処分手数料から適用し、同日前に収集したし尿処理手数料及び処理したごみ処分手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年12月30日条例第26号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月30日条例第30号)

この条例は、平成11年2月5日から施行する。

附 則(平成11年12月16日条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月14日条例第4号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年10月18日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に収集したし尿処理手数料及び処理したごみ処分手数料から適用し、同日前に収集したし尿処理手数料及び処理したごみ処分手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成15年12月16日条例第29号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月6日条例第29号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月29日条例第28号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定並びに別表1の改正規定中家庭廃棄物処理手数料の部燃やせるごみ及び燃やせないごみの項及び粗大ごみの項に係る部分は、平成22年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新条例」という。)第26条及び別表1の規定は、平成22年4月1日以後に収集、運搬又は処分する家庭廃棄物から適用し、平成22年3月31日以前に収集、運搬又は処分する家庭廃棄物については、なお従前の例による。

3 新条例第28条及び別表2の規定は、平成22年4月1日以後に処分する産業廃棄物から適用し、平成22

年3月31日以前に処分する産業廃棄物については、なお従前の例による。

附 則(平成22年12月15日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分する事業系廃棄物及び産業廃棄物の手数料から適用し、同日前に処分する事業系廃棄物及び産業廃棄物の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成23年12月15日条例第29号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定中家庭廃棄物処理手数料の部分は、平成24年3月1日から施行する。

附 則(平成24年12月18日条例第31号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第18条の2の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月18日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日以後に処理するし尿の手数料から適用し、施行日前に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日前に処理するし尿の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月27日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日以後に処理するし尿の手数料から適用し、施行日前に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日前に処理するし尿の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月28日条例第12号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月18日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第14条の次に1条を加える改正規定、第16条、第27条、第29条及び第30条の2の改正規定並びに次項の規定 平成31年4月1日

(2) 別表1(備考2の改正規定を除く。)及び別表2の改正規定並びに附則第3項から第7項までの規定 平成32年4月1日

(一般廃棄物処理手数料の減免に関する経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定による改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第27条の規定により行われていた手数料の減免に関しては、同条の規定は、平成32年3月31日までに処理する家庭廃棄物の手数料に限り、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(一般廃棄物処理手数料に関する経過措置)

3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新条例」という。)別表1の規定のうち次の各号に掲げる一般廃棄物の一般廃棄物処理手数料の金額は、同表の規定にかかわらず、平成34年3月31日までの間に限り、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 家庭廃棄物処理手数料の部燃やせるごみの項に規定する燃やせるごみ 当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき2円

(2) 事業系一般廃棄物処分手数料の部ごみ焼却施設への直接搬入ごみの項に規定するごみ焼却施設への直接搬入ごみ 10キログラムにつき128円

(3) 事業系一般廃棄物処分手数料の部ごみ処理場への直接搬入ごみの項に規定するごみ処理場への直接搬入ごみ 10キログラムにつき231円

(適用区分)

4 新条例別表1家庭廃棄物処理手数料の部の規定は、附則第1項第2号に定める施行の日(以下「施行日」という。)以後に収集又は直接搬入する家庭廃棄物について適用し、施行日以前に収集又は直接搬入する家庭廃棄物については、なお従前の例による。

5 新条例別表1(家庭廃棄物処理手数料の部を除く。)及び別表2の規定は、施行日以後に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物について適用し、施行日以前に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物については、なお従前の例による。

(準備行為)

6 新条例別表1に規定する有料指定ごみ袋及びごみ処理券の売りさばきは、施行日前においても、これを行うことができる。

7 施行日前に家庭廃棄物の排出に使用された新条例別表1に規定する有料指定ごみ袋及びごみ処理券は、附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表1の規定する有料指定ごみ袋及びごみ処理券とみなす。

附 則(平成31年2月27日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表1(第26条関係)

手数料の種類	取扱区分	金額
--------	------	----

家庭廃棄物処理 手数料	生ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき2円
	燃やせるごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき3円
	燃やせないごみ及び危険ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき4円
	可燃性粗大ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出することができない家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するもので規則で定めるごみ処理券を貼り付けて排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	10キログラムにつき128円を基準として、900円以内で品目別に規則で定める額
	不燃性粗大ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出することができない家庭廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するもので規則で定めるごみ処理券を貼り付けて排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	10キログラムにつき231円を基準として、900円以内で品目別に規則で定める額
	ごみ焼却施設への直接搬入ごみ	家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき128円
	ごみ処理場への直接搬入ごみ	家庭廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき231円
事業系一般廃棄物処分手数料	ごみ焼却施設への直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき217円
	ごみ処理場への直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき343円

	生ごみ処理場への直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、生ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき93円
	リサイクルセンターへの直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、リサイクルセンターで処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき114円
し尿処理手数料			10リットルにつき50円

備考

- 1 処理した量が10キログラム未満のときは、10キログラムとみなして計算する。
- 2 仮設トイレに係るし尿処理手数料については、収集場所1回につき880円を加算する。

別表2(第28条関係)

手数料の種類	取扱区分	金額
産業廃棄物処分手数料	第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき364円
	第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき463円

備考 処理した量が10キログラム未満のときは、10キログラムとみなして計算する。

別表3(第30条関係)

許可等の区分	手数料	
	種別	金額
一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業に係る許可証の再交付	許可証再交付手数料	1件につき2,000円
浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の浄化槽清掃業の許可	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき20,000円
法第7条第6項の一般廃棄物処分業の許可又は同条第7項の当該許可の更新 法第7条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第2	一般廃棄物処分業許可等申請手数料	1件につき20,000円
	一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料	1件につき20,000円

項の許可の更新		
---------	--	--

○恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成6年4月8日

規則第8号

改正 平成7年3月30日規則第2号	平成12年3月29日規則第22号
平成15年12月16日規則第32号	平成16年3月12日規則第8号
平成17年3月14日規則第9号	平成17年7月14日規則第22号
平成18年3月24日規則第13号	平成19年3月31日規則第20号
平成21年9月25日規則第27号	平成23年12月15日規則第29号
平成24年6月25日規則第31号	平成25年7月1日規則第22号
平成28年8月9日規則第48号	平成29年3月22日規則第11号
平成31年3月29日規則第10号	令和2年3月12日規則第13号

(一部未施行)

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第17号）の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営)

第2条 条例第6条の規定に基づき設置する恵庭市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 本条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

(部会)

第4条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 第2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(事業系廃棄物の保管場所の設置基準)

第6条 条例第9条第2項に規定する事業系廃棄物等の保管場所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該建築物内又はその敷地内に設けること。
- (2) 廃棄物等を保管するのに十分な広さがあること。
- (3) 物が飛散し、流出し、及び悪臭が漏れるおそれがないようにすること。
- (4) ねずみの発生及びはえ等の害虫が発生しないようにすること。

(ごみ保管場所の設置)

第7条 条例第14条第3項に規定するごみ保管場所の設置について市長と協議すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみ保管場所を設置する位置
 - (2) ごみ保管場所の構造及び規模
 - (3) その他ごみ保管場所の設置に必要な事項
- 2 前項の協議を終了したときは、当該協議をした者は、当該ごみ保管場所の管理者を定め、集合住宅のごみ保管場所設置届出書（様式第1号。以下この条において「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 届出書に記載された事項のうち次に掲げる事項のいずれかに変更が生じたときは、速やかに変更後の届出書を市長に提出しなければならない。
- (1) 所有者の住所、氏名又は名称及び電話番号
 - (2) 建物の名称
 - (3) ごみ保管場所の構造及び規模
 - (4) ごみ保管場所を設置する位置
 - (5) ごみ保管場所の管理者

(収集運搬の禁止命令)

第7条の2 条例第14条の2第2項の規定による命令は、収集運搬禁止命令書(様式第2号)により行うものとする。

(適正処理困難物の指定)

第7条の3 条例第15条第1項の規定により指定する適正処理困難物は、次のとおりとする。

- (1) 廃ゴムタイヤ
- (2) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器(テレビジョン受信機、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、コンディショナー等)
- (3) 廃消火器
- (4) 廃自動車
- (5) 廃原動機付自転車
- (6) 廃船
- (7) エンジンが附属するもの
- (8) 携帯電話及びスマートフォンの電池パック
- (9) 動物の死骸
- (10) 太陽光等発電設備

(排出禁止物)

第8条 条例第16条第1項第5号の規定により規則で定める一般廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 分別がされていないもの
- (2) 火災ごみの撤去に伴って生じた廃木材等
- (3) 最大の辺又は径が200センチメートルを超えるもの
- (4) 体積が2立方メートルを超えるもの
- (5) 重量が80キログラムを超えるもの
- (6) 短辺の幅が150センチメートルを超える廃スプリングマットレス及び廃スプリング入りソファ
- (7) パーソナルコンピュータ
- (8) 庭石、土砂及び石
- (9) レンガ、ブロック、コンクリート塊及びアスファルト
- (10) 事業活動により生じたもの
- (11) その他市長が定めるもの

(排出禁止物の前処理)

第8条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する規則で定める処理は、次のとおりとする。

- (1) ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、十分に危険防止の梱包を行うこと。
- (2) 塗料、接着剤等については、乾燥等の措置を講ずること。
- (3) スプレー缶（プラスチック製エアゾール容器及びエアゾール式消火器を含む。）、卓上ガスボンベ及びライターについては、中身を使い切り、「危険物」と表示し、マッチ、花火その他火が出るおそれのあるものについては、水に濡らし、「危険物」と表示すること。
- (4) 著しく悪臭を発する物については、脱臭等の措置を講ずること。
- (5) 最大の辺又は径が200センチメートルを超えるもの、体積が2立方メートルを超えるもの又は重量が80キログラムを超えるものについては、分解、切断等の措置を講ずること。
- (6) 小型充電式電池については、端子部分に絶縁の措置を講ずること。

（廃棄物の受入基準）

第9条 条例第20条第1項の規定により規則で定める産業廃棄物の受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 市内において生じた産業廃棄物であること。
- (2) 再利用又は再生利用が困難であると市長が認めた産業廃棄物であること。
- (3) 特別管理産業廃棄物でないこと。
- (4) 毒性、感染性、爆発性、引火性等の危険性がないこと。
- (5) フロン、水銀、鉛、ひ素等の有害物質が含まれていないこと。
- (6) 著しく悪臭を発する物でないこと。
- (7) 液状ではないこと。
- (8) 可燃物は、1個当たりの大きさが最長辺40センチメートル未満であること（ロープ、紐又はシート状のものにあつては、広げた状態で最長辺200センチメートル未満であること。）。
- (9) 可燃物を袋に入れて廃棄する場合は、中身の見える袋で1袋当たりの内容量が60リットル以下のものとする。
- (10) 不燃物は、最長辺が200センチメートル以下であること。
- (11) 市長の指定する処理施設に産業廃棄物を搬入する者と市長の間で廃棄物の処理に関する委託契約が締結されていること。

2 事業系一般廃棄物の受入基準は、前項に規定する条件を満たし、かつ、次の条件を満たすものとする。

- (1) 生ごみは、最長辺が15センチメートル以下であり、かつ、60リットル以下の中身が見える袋に入っていること。
- (2) 資源物は、著しく汚れておらず、かつ、60リットル以下の中身が見える袋に入っていること。

(家庭廃棄物処理手数料の取扱区分)

第10条 条例別表1の規則で定める有料指定ごみ袋(以下「指定袋」という。)は、様式第3号のとおりとする。

2 条例別表1の規則で定めるごみ処理券は、恵庭市ごみ処理券(様式第4号)とする。

3 条例別表1の品目別に規則で定める額は、別表のとおりとする。

(家庭廃棄物処理手数料の徴収)

第10条の2 条例第26条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 市が収集、運搬又は処分する家庭廃棄物処理手数料は、指定袋及びごみ処理券(以下「指定袋等」という。)の交付に際し、それらの交付数に応じて徴収する。

(2) 市長の指定する場所に搬入された家庭廃棄物(指定袋等で排出されたものを除く。)の処理手数料は、当該指定する場所において重量を確認し、処分の都度、納入通知書により徴収する。

(3) 前2号の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(家庭廃棄物処理手数料の収納の委託)

第10条の3 市長は、家庭廃棄物処理手数料の徴収のため必要があると認めるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第158条第1項の規定により市長が適当と認める者に家庭廃棄物処理手数料の収納事務等を委託することができる。

2 前項の規定により家庭廃棄物処理手数料の収納事務等の委託を受けた者は、収納した家庭廃棄物処理手数料を委託契約で定める期日までに、指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(し尿処理手数料の徴収方法)

第11条 条例別表1のし尿処理手数料(仮設トイレに係るものを除く。)はし尿処理券(様式第5号)により、仮設トイレに係るし尿処理手数料は納入通知書により、それぞれくみ取りの都度徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、継続して排出されるし尿(一時に排出されるもので市長が認めたものを含む。)の処理手数料は、1月ごとに徴収する。

3 前項のし尿処理手数料の納期限は、くみ取りを行った日が属する月の翌月の25日とする。

(し尿処理手数料の収納の委託)

第11条の2 市長は、し尿処理手数料の徴収のため必要があると認めるときは、施行令第158条第1項の規定により指定金融機関又は収納代理機関その他市長が適当と認めるものにし尿処理手数料の収納を委託することができる。

2 前項の規定によりし尿処理手数料の収納を委託する場合には、し尿処理券の売りさばきに関し、し尿処理券取扱委託契約を締結するものとする。

(し尿処理券の売りさばき)

第12条 市長は、前条の規定によりし尿処理券を売りさばく者（以下「売りさばき人」という。）にし尿処理券を交付しようとするときは、し尿処理券配布簿（様式第6号）に交付するし尿処理券の番号及び交付枚数を記載しなければならない。

2 売りさばき人は、市長より交付を受けたし尿処理券を現金と引換えに売りさばくものとし、販売実績ごとに市長にし尿処理手数料を払い込まなければならない。

3 し尿処理券の販売において、領収書は交付しないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、交付することができるものとする。

4 売りさばき人は、3月ごとに販売したし尿処理券の枚数を集計し、市長にし尿処理券売りさばき実績報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

5 市長は、前項に規定するし尿処理券売りさばき実績報告書の提出を受けた場合は、売りさばき金額の5パーセントに消費税相当額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を、売りさばき手数料として売りさばき人に支払うものとする。

(し尿処理券の返還)

第13条 し尿処理券は、これを返還して現金の交付を受けることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) くみ取り式の便槽を使用しなくなったとき。

(2) 第11条第2項に規定する方法によりし尿処理手数料を納入することとなったとき。

(3) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

2 し尿処理券の返還について必要な事項は、市長が別に定める。

(し尿処理券の半券交付)

第14条 し尿処理券を徴したときは、その都度半券を交付しなければならない。

(無効のし尿処理券)

第15条 し尿処理券は、次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

(1) 会計管理者印のないもの

(2) 著しく汚損又は損傷しているもの

(3) 引渡前に左上記にちぎれているもの

(4) 無効の表示があるもの

(5) その他正当な使用と認められないもの

(事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処分手数料の徴収)

第15条の2 事業系一般廃棄物処分手数料は、条例別表1 事業系一般廃棄物処分手数料の部に掲げるごみを処理する施設の区分に応じ、それぞれ当該施設において重量を確認し、処分の都度、納入通知書により徴収する。

2 産業廃棄物処分手数料は、条例別表2に掲げるごみを処理する施設の区分に応じ、それぞれ

当該施設において重量を確認し、処分の都度、納入通知書により徴収する。

- 3 前2項の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処分手数料の収納の委託)

第15条の3 第10条の3第1項及び第2項の規定は、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処分手数料の収納の委託について準用する。

(手数料の減免)

第16条 条例第27条の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第27条第1号及び第2号の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、罹災物を証する書類が交付された日から60日以内に、当該書類の写しを前項の手数料減免申請書に添付し、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、第1項の手数料減免申請書を受理したときは、内容を調査し、相当と認めたときは、手数料減免承認書(様式第9号)を当該申請をした者に交付するものとする。

- 4 前項の手数料減免承認書の交付を受けた者は、当該一般廃棄物を自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し、市長が指定する場所に搬入しなければならない。

(許可の申請)

第17条 法第7条第1項又は第6項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬又は処分に関する業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- 2 法第7条第2項又は第7項の規定による一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可更新申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

- 3 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(許可証の交付)

第18条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めたときは、一般廃棄物処理業許可証(様式第13号)又は浄化槽清掃業許可証(様式第14号)(以下これらを「許可証」という。)を交付する。

- 2 前条に規定するそれぞれの業の許可期間は、2年とする。

- 3 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の基準)

第19条 許可の基準は、法第7条又は浄化槽法第36条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 市長が定める一般廃棄物処理計画に適合していること。
 - (2) 市内に住所又は事業所を有していること。
 - (3) 当該許可を受けようとする者が自ら当該事業を実施するものであること。
 - (4) 当該事業を遂行するために必要な施設、車両、人員又は経営基盤及び事業能力を有する者であること。
 - (5) 当該事業の実施に関し、相当な経験及び知識を有する者であること。
 - (6) 許可番号の表示に関する事項等に係る市長の求めに応じることができる者であること。
- 2 前項第4号に規定する者が市内にいないときは、前項各号（第2号を除く。）のいずれにも該当するものに限り、市外に住所又は事業所を有している者に許可をすることができるものとする。

（変更等の申請又は届出）

第20条 第18条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「処理業者」という。）は、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業変更許可申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

- 2 処理業者は、その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に事業廃止届（様式第16号）又は一般廃棄物処理業変更届（様式第17号）を市長に提出しなければならない。
- 3 処理業者は、法第7条第5項第4号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、当該事項に該当するに至った日から14日以内に一般廃棄物処理業欠格要件に係る届出（様式第18号）を市長に提出しなければならない。
- 4 第18条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、第17条第3項の申請書及び添付書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から30日以内に、浄化槽清掃業変更届（様式第19号）を市長に提出しなければならない。
- 5 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第38条各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号のいずれかに該当することとなった日から30日以内に、事業廃止届を市長に提出しなければならない。

（変更許可証の交付）

第21条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、一般廃棄物処理業変更許可証（様式第20号）を交付する。

（許可の取消し）

第22条 市長は、第18条又は第20条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずるこ

とができる。

- (1) 法、浄化槽法、条例又は規則の規定に違反する行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 第19条に規定する基準に適合しないと認められるとき。
- (4) その他事業に関連する他の法令等に違反する行為と認められるとき。

(許可証再交付の申請)

第23条 第18条第1項及び第21条の規定による許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により再交付を受けようとする者は、許可証再交付の申請書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

(許可証の返還)

第24条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 第18条第2項及び第21条の規定による許可証の許可期間が満了したとき。
- (2) 第20条第2項及び第5項の規定による事業を廃止したとき。
- (3) 第20条第3項の規定による一般廃棄物処理業欠格要件に係る届出を提出したとき。
- (4) 第22条の規定による許可の取消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき。

(実績報告書の提出)

第25条 処理業者は、廃棄物の収集及び運搬又は処分に関する実績を翌年度の5月末日までに一般廃棄物収集運搬業実績報告書（様式第22号）又は一般廃棄物処分業実績報告書（様式第23号）により市長に報告しなければならない。

2 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃に関する実績を翌年度の5月末日までに浄化槽清掃業実績報告書（様式第24号）により市長に報告しなければならない。

(清掃指導員証)

第26条 条例第33条第2項に規定する清掃指導員の身分を示す証明書は清掃指導員証（様式第25号）とする。

(委任)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年3月30日規則第2号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第22号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月16日規則第32号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日規則第8号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月14日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年7月14日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第13号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

3 この規則施行の際、現に第8条の改正規定による改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定により発行されたし尿処理券については、第8条の改正規定による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則（平成19年3月31日規則第20号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

6 この規則第14条の規定による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則別図の規定にかかわらず、北海道恵庭市助役印の押印された恵庭市し尿処理券については、当分の間、その効力を有するものとする。

附 則（平成21年9月25日規則第27号）

1 この規則は、平成22年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定は、平成22年4月1日以後に収集、運搬又は処分する廃棄物の処理手数料から適用し、平成22年3月31日以前に収集、運搬又は処分する廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月15日規則第29号）

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成24年6月25日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月1日規則第22号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成28年8月9日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月22日規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第10号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成32年4月1日

（準備行為）

2 この規則による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第3号及び様式第4号の規定による有料指定ごみ袋及びごみ処理券の使用に必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

附 則（令和2年3月12日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

種目	品目	手数料の額
電気 ガス 石油 厨房器具	オルガン 電子ピアノ	900円
	カラオケ演奏装置	400円
	ステレオセット（スピーカー、アンプ等）	400円
	電動マッサージチェア	400円
	ドラムセット	400円
	プロジェクションテレビ	400円
	アンテナ（テレビ、CS、BS、無線等）	200円
	ウォシュレット	200円
	加湿器 除湿機 空気清浄機	200円
	ガスコンロ	200円
	クッキングヒーター	200円
	小型家電製品（扇風機、掃除機、電子レンジ、家庭用プリンター、ミニコンポ等）	200円
	こたつ（布団を除く1セット）	200円

	照明器具	200円
	食器洗淨機 乾燥機	200円
	ストーブ パネルヒーター	200円
	電気カーペット 電気毛布	200円
住宅設備	490型ホームタンク	900円
	アコーディオンカーテン	400円
	電気温水器	400円
	洗面化粧台	400円
	便器	400円
	流し台	400円
	ボイラー	400円
	浴槽	400円
	煙突	200円
	畳	200円
	建具	200円
	レンジフード（換気扇を含む。）	200円
	家具 寝具	ソファ
ダイニングテーブルセット		400円
ベッドフレーム		400円
ベッドマットレス（折りたたみ以外）		400円
衣装ケース（5個まで重ねて1セット）		200円
椅子		200円
学習机		200円
額縁		200円
カーペット 絨毯		200円
カラーボックス		200円
収納家具（テレビ台、サイドボード、ワゴン等）		200円
食器棚		200円
姿見 鏡		200円
スチールデスク		200円
タンス		200円
テーブル		200円
布団、座布団又は毛布（3枚まで）		200円

	ベッドマットレス (折りたたみ)	200円
スポーツ アウト ドア 園芸 健康 器具	健康器具 (電動式)	400円
	ゴルフクラブ (1セット)	400円
	自転車	400円
	卓球台	400円
	農機具及び農耕具 (電動式) (刈払い機、芝刈り機等)	400円
	一輪車	200円
	植木鉢 (プラスチック製) (5個まで重ねて1セット)	200円
	植木鉢 (プラスチック製以外)	200円
	脚立	200円
	クーラーボックス	200円
	健康器具 (電動式以外)	200円
	コンポスト容器	200円
	サーフボード	200円
	スキー (板、ストック及び金具1セット)	200円
	スノーボード (板及び金具1セット)	200円
	そり (5個まで重ねて1セット)	200円
	テント	200円
	トレリス	200円
	農機具及び農耕具 (電動式以外) (スコップ、レーキ等)	200円
	バーベキューコンロ	200円
パラソル	200円	
車用品	スキーキャリア	200円
	バンパー	200円
	ホイール	200円
	マフラー	200円
	ルーフボックス	200円
子ども用品	屋内用遊具 (ジャングルジム、すべり台等)	200円
	三輪車	200円
	チャイルドシート	200円
	ベビーカー	200円
	ベビーベッド	200円

	ベビーバス	200円
	歩行器	200円
その他	大型複合機	900円
	業務用の冷蔵庫、冷凍庫及びエアコンディショナー	900円
	耐火金庫	900円
	板状束（縦200センチメートル、横100センチメートル、厚さ5センチメートル程度に束ねられたもの） （木製以外）	400円
	除雪道具（電動式）	400円
	棒状束（直径30センチメートル程度、長さ150センチメートル程度に束ねられたもの）（木製以外）	400円
	各品目に類似せず、最大の辺又は径が150センチメートルを超えるもの	400円
	車椅子	200円
	除雪道具（電動式以外）	200円
	スーツケース	200円
	物干し支柱（2本1セット）	200円
	各品目に類似せず、最大の辺又は径が150センチメートル以内のもの	200円
	板状束（縦200センチメートル、横100センチメートル、厚さ5センチメートル程度に束ねられたもの） （木製）	100円
	木の枝及び幹（直径30センチメートル程度、長さ150センチメートル程度に束ねられたもの）	100円
	剪定枝（直径40センチメートル以内、長さ40センチメートル以内に束ねられた1本の直径が10センチメートル未満のもの）（10束まで）	100円
棒状束（直径30センチメートル程度、長さ150センチメートル程度に束ねられたもの）（木製）	100円	

備考

- 1 この表に規定する手数料の額は、1セット等の単位の記載がないものについてはそれぞれの品目1個当たりの金額とする。
- 2 この表に規定する品目に記載のない、市が収集及び運搬し、処分する可燃性粗大ごみ及

び不燃性粗大ごみの手数料の額は、その材質、大きさ及び重さにより類似する品目の手数料の額とする。

○恵庭市廃棄物処理施設設置条例

昭和54年3月15日

条例第5号

改正 昭和59年3月27日条例第10号 昭和64年1月6日条例第1号
平成元年1月8日条例第1号 平成11年12月16日条例第28号
平成24年3月1日条例第1号 平成24年6月13日条例第20号
令和元年6月20日条例第15号 令和2年2月26日条例第9号

(設置)

第1条 本市に廃棄物の衛生的な処理を図るため廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
恵庭市焼却施設	恵庭市中島松461番地1
恵庭市生ごみ・し尿処理場	恵庭市中島松460番地1
恵庭市ごみ処理場	恵庭市盤尻255番地4
破碎施設	恵庭市盤尻255番地4
恵庭市リサイクルセンター	恵庭市島松沢131番地8

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 恵庭市し尿処理場設置条例（昭和42年条例第11号）は、廃止する。

附 則（昭和59年3月27日条例第10号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和64年1月6日条例第1号）

改正 平成元年1月8日条例第1号

この条例は、平成元年2月1日から施行する。

附 則（平成元年1月8日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月16日条例第28号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月13日条例第20号）

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（令和元年6月20日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月26日条例第9号）

この条例は、令和2年3月16日から施行する。

○きれいなまちづくり条例

平成15年3月31日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶やたばこの吸い殻などの散乱を防止することによって、地域の環境美化を促進し、市民の生活環境の向上に役立てることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使用することばの意味を、次のように定めます。

- (1) 空き缶等 飲み物や食べ物を収納していた缶、瓶その他の容器類のことをいいます。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、紙くず、発泡スチロール、プラスチック製品、ナイロン、ビニール類、ガムのかみかす、犬のふんその他これらに類するものをいいます。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいいます。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うすべてのものをいいます。
- (5) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理するものをいいます。

(市の取り組み)

第3条 市は、この条例の目的達成のために実施プランを定め、これを実施します。

- 2 市は、前項のプランを実施するに当たり、市民等、事業者及び土地所有者等に対して、必要な協力を求めます。
- 3 市は、ごみの散乱防止の意識啓発に取り組みます。
- 4 市は、5月30日をごみゼロの日に定め、市民等、事業者、土地所有者等の協力のもとに、全市的なキャンペーン及び清掃運動を実施します。
- 5 市は、空き缶、空き瓶等容器の再資源化を促進します。
- 6 市は、ごみの散乱防止のため、ボランティアグループなど自主的活動を行う団体等の育成に取り組みます。

(市民等の取り組み)

第4条 市民等は、屋外で自ら出した空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器に適切に収納しましょう。

- 2 市民等は、屋外で喫煙するときは、携帯用吸い殻入れを持参し、吸い殻を持ち帰りましょう。
- 3 市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんを入れるための袋等を持参し、ふんを持ち帰りましょう。
- 4 市民等は、自動車等からごみを捨てずに、そのごみを持ち帰りましょう。
- 5 市民等は、身近な地域における清掃活動に参加するように努めるとともに、市が実施するごみの散乱防止のための取り組みに協力しましょう。

6 市民等は、ごみのポイ捨て防止のため、花などを植え、自然豊かな美しいまちをつくりましょう。

(事業者の取り組み)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の実践に努めましょう。

2 事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するため、それらの回収、処分及び再資源化に努めましょう。

3 事業者は、従業員に対し環境美化意識の啓発を図るとともに、市が実施するごみの散乱防止のための取り組みに協力しましょう。

4 事業者は、ごみのポイ捨て防止のため、花などを植え、自然豊かな美しいまちをつくりましょう。

(土地所有者等の取り組み)

第6条 土地所有者等は、その土地にごみを散乱させないよう、看板や柵の設置など必要な対策を実行するよう努めましょう。

2 土地所有者等は、その土地にごみが散乱しているときは、適切な方法によって処理しましょう。

3 土地所有者等は、市が実施するごみの散乱防止のための取り組みに協力しましょう。

(委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

○恵庭市廃棄物の受入等に関する要綱

平成13年3月15日

告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年条例第4号。以下「条例」という。)第34条に基づき、廃棄物の処理の適正化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び条例において使用する用語の例による。

(廃棄物の受入方針)

第3条 市の処理施設に産業廃棄物及び事業系一般廃棄物を搬入する者(以下「排出事業者」という。)は、法、政令、条例等を遵守し、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の分別の徹底、発生抑制、資源化及び再生利用に努めるものとする。

(廃棄物の受入手続)

第4条 排出事業者は、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理に係る委託契約を産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書(様式第1号。以下「産廃等委託契約書」という。)により市長と締結するものとする。

2 産廃等委託契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 排出事業者の住所、氏名(法人にあつては、事業所名及び代表者名)及び業種
- (2) 排出事業場の住所及び名称
- (3) 委託契約の期間(以下「契約期間」という。)
- (4) 市に支払う料金(処理に伴う数量及び支払方法)
- (5) 処理を委託する廃棄物の種類及び数量
- (6) 廃棄物を自己搬入する場合にあつては、搬入する車両のナンバー
- (7) 廃棄物の収集及び運搬を委託する場合にあつては、その委託先の法人の名称(産業廃棄物の収集及び運搬を委託する場合にあつては、産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び車両の情報を添付すること。)
- (8) 契約期間中に処理を委託する廃棄物に係る情報に変更があつた場合における当該情報の伝達方法に関する事項
- (9) 産業廃棄物の処理を委託する場合にあつては、次に掲げる事項
 - ア 輸入された廃棄物の有無(有の場合にあつては、法第15条の4の5第1項の許可を受けたものである旨を記載すること。)
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ウ 通常の保管状況下での腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化に関する事項

エ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

キ その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(10) 処理施設の所在地及び能力並びに処理業の範囲及びその方法

(11) 契約の解除時における未処理の廃棄物の取扱いに関する事項

(12) 委託業務終了時の委託者への報告に関する事項

(13) その他廃棄物の適正処理のために必要な事項

3 市長は、第1項の委託契約を締結した場合は、当該契約書1通を速やかに当該排出事業者に送付するものとする。

4 契約期間は、契約した年度の3月31日までとする。ただし、市長が廃棄物の適正処理のために必要と認めるときは、この限りでない。

5 排出事業者は、産廃等委託契約書において次に掲げる事項に変更があった場合には、産廃等委託契約書に関する変更届(様式第2号)により市長へ届け出るものとする。

(1) 搬入車両又は収集及び運搬の委託先の情報

(2) 契約期間

(3) 処理委託年間予定数量の大幅な変動

(4) 排出事業者の住所又は氏名(法人にあつては、事業所名又は代表者名)

(5) 排出事業場の住所又は名称

(6) 契約期間中に処理を委託する廃棄物に係る情報に変更があった場合における当該情報の伝達方法に関する事項

(7) その他廃棄物の適正処理のために必要な情報

(契約の解除)

第5条 市長は、排出事業者が契約の内容に違反したときは、書面による催告の上、当該契約を解除することができる。

2 排出事業者の義務違反により契約が解除となった場合は、未処理の廃棄物は、排出事業者の責任において処理するものとする。

(廃棄物処分手数料の支払方法)

第6条 廃棄物を搬入する場合の処分手数料は、現金により支払うものとする。ただし、一般廃棄物(生ごみを除く。)及び産業廃棄物を継続して搬入する排出事業者のうち一括納付を希望する事業者が支払う処分手数料並びに一般廃棄物のうち生ごみを搬入する場合の処分手数料は、次に掲げる方法により取り扱うものとする。

(1) 恵庭市収納代理金融機関へ口座振替依頼書の届出をすること。

(2) 一括納付の方法は、排出事業者名義の口座振替とするが、やむを得ず口座振替ができない場合

については、納付書による一括納付とすること。

(3) 金融機関及び口座番号が変更になった場合は、速やかに市長に報告すること。

(4) 口座振替による処分手数料は、月末締めとし、翌月25日払(口座引落し)とすること。

第7条 削除

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から実施する。

改正文 抄

平成14年4月1日から実施する。

改正文 抄

平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年3月12日から実施し、改正後の恵庭市廃棄物の受入等に関する要綱の規定は、平成25年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から実施する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この告示は、平成30年2月26日から実施する。

(経過措置)

2 この告示の実施の際現にこの告示による改正前の恵庭市廃棄物の受入等に関する要綱の規定によりした申請、承諾その他の行為は、この告示による改正後の恵庭市廃棄物の受入等に関する要綱の相当規定によりした申請、承諾その他の行為とみなす。

附 則

(実施期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から実施する。

(準備行為)

2 この告示による改正後の恵庭市廃棄物の受入等に関する要綱の規定による廃棄物の受入等に関し必要な行為は、この告示の実施の前日においても行うことができる。

恵庭市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可に関する基準

昭和62年 9月 1日実施 市長決裁

(平成 4年 7月 4日 一部改正)

(平成 6年 3月30日 一部改正)

(平成10年 3月30日 一部改正)

(平成28年 8月 9日 一部改正)

(平成31年 4月 1日 一部改正)

(目的)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成6年規則第8号。以下「規則」という。)第17条及び第19条の規定に基づく一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可に関し必要な基準を定め、廃棄物の計画的な処理を図るとともに、生活環境の保全及び清掃事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(許可の判断基準)

第2条 規則第19条に規定する許可の基準の他、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者については、次の要件を満たしているかを確認するものとする。

- (1) 施設その他使用車両等を含め、廃棄物の飛散、流出及び悪臭の漏れのないようにする措置が講じられているか。
- (2) 施設その他使用車両等は、自ら所有しているか、又は申請時に取得計画が確実であると認められるか。
- (3) 施設の管理並びに使用車両の保管及び清掃等は、周辺の環境保全を保つことができる計画になっているか。
- (4) 収集運搬車両には、許可番号を表示するなど、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを示すことができるか。
- (5) 労働安全マニュアルを策定しており、事故の未然防止策が講じられているか。

2 規則第19条に規定する許可の基準の他、一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者については、次の要件を満たしているかを確認するものとする。

- (1) 処分を行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、法第8条に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けているか。
- (2) 前号の設置の許可を受けている場所が市内ではない場合、恵庭市へ処理施設を設置する旨の届出(設置場所変更申出書)が北海道知事に受理されているか。
- (3) 廃棄物の飛散、流出、地下への浸透及び悪臭が発散しないように必要な措置が講じられているか。
- (4) 一般廃棄物処理施設の入口に、許可番号を表示するなど、一般廃棄物処分業の許可を受けた者であることを示すことができるか。
- (5) 労働安全マニュアルを策定しており、事故の未然防止策が講じられているか。

3 規則第19条に規定する許可の基準の他、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者については、次の要件を満たしているかを確認するものとする。

- (1) スカム及び汚泥厚測定器並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適す

る器具を有しているか。

- (2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有しているか。
- (3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有しているか。
- (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有しているか。
- (5) 労働安全マニュアルを策定しており、事故の未然防止策が講じられているか。

(申請時に必要な書類)

第3条 規則第17条による申請書の提出があったときは、当該申請書のほか、次に掲げる書類を確認するものとする。

- (1) 法人においては、定款の写し、登記事項証明書及び役員名簿
- (2) 個人においては、住民票の写し
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまで又は浄化槽法第36条第2号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- (4) 業務従事者名簿(責任者を含む。)
- (5) 業務に従事するために必要な資格を証する書類
- (6) 前年度の収支決算書
- (7) 取扱事業者(所)名及び事業概要
- (8) 一般廃棄物処理業においては廃棄物の収集運搬又は処分の予定量を記載した書類
- (9) 一般廃棄物収集運搬業又は浄化槽清掃業においては、運搬車両の一覧表及び車検証又は売買契約書の写し(取得又は取得計画が明らかになるもの)
- (10) 事業所の所在地及び施設の配置状況を示す図面
- (11) 納税証明書
- (12) 施設又は運搬に使用する車両等を運転する者の免許証(表・裏)及び資格を証する物の写し
- (13) 前条第4号に規定する労働安全マニュアルの写し

2 規則第20条第1項の規定による申請又は同条第4項の規定による届出があったときは、前項各号のうち変更があった書類を確認するものとする。

○恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱

平成21年10月27日

告示第115号

(趣旨)

第1条 この告示は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年条例第4号。以下「条例」という。)及び恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成6年規則第8号。以下「規則」という。)の規定に基づく家庭廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の徴収に係る有料指定ごみ袋及びごみ処理券(以下「指定袋等」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示で用いる用語の意義は、次に掲げるもののほか、条例又は規則で用いる用語の例による。

- (1) 収納事務受託者 市長が指定袋等の保管、配送、在庫の管理、収納業務等を委託した卸販売事業者をいう。
- (2) 取扱店 指定袋等を取り扱う店舗をいう。
- (3) 取扱者 取扱店の指定を受けた者をいう。

(指定袋等の包装の単位)

第3条 指定袋等の包装の単位は、有料指定ごみ袋については5枚入りで1組、10組で1ピース、50組で1箱とし、ごみ処理券については10枚綴りで1冊、100冊で1箱とする。

(取扱店の指定を申請できる者の要件)

第4条 取扱店の指定を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 現に小売業を営んでおり、市内に販売員その他の従業者が常駐する店舗を有する者
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の決定、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の決定又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定がされていない者
- (3) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、取扱店の指定を申請することができる。

(指定の申請)

第5条 取扱店の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店指定登録申請書(様式第1号)に当該指定を受けようとする店舗の位置図及び法人にあっては登記事項証明書、登記の無い法人又は個人にあってはその他市長の求める書類を添付して市長に提出するものとする。

(取扱店の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに審査を行い、取扱店として指定するかどうか決定し、恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店指定通知書(様式第2号)又は恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店不指定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。この場合において、取扱

店として指定する場合は、恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店指定証(様式第4号。以下「指定証」という。)を申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により取扱店の指定をしたときは、当該取扱店を登録するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により取扱店の指定及び登録をしたときは、当該取扱店及び収納事務収納事務受託者と3者協定を締結するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 取扱者は、登録内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店変更届出書(様式第5号)により市長へ届け出るものとする。この場合において、次に掲げる事項について変更する場合は、法人にあつては登記事項証明書、登記の無い法人又は個人にあつてはその他市長の求める書類を添付するものとする。

- (1) 代表者の異動
- (2) 店舗の移転
- (3) 商号の変更
- (4) 営業の譲渡

(取扱店の廃止等)

第8条 取扱者は、廃業等により指定袋等の販売ができなくなったときは、直ちにその旨を恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店廃止届出書(様式第6号)により市長へ届け出るものとし、指定証を市長へ返却するものとする。

(取扱者の責務等)

第9条 取扱者は、取扱店において市民等の求めに応じ、指定袋等を販売し、これと引き換えに手数料を徴収するものとする。

- 2 取扱者は、指定袋等を恵庭市有料指定ごみ袋等発注書(様式第7号。以下「発注書」という。)により収納事務受託者から仕入れ、恵庭市有料指定ごみ袋等販売日計票(燃やせるごみ袋用)(様式第8号)、恵庭市有料指定ごみ袋等販売日計票(燃やせないごみ袋用・ごみ処理券用)(様式第9号)及び恵庭市有料指定ごみ袋等販売日計票(生ごみ専用)(様式第10号。以下これらを総称して「日計表」という。)により、適切に指定袋等の販売管理を行うものとする。
- 3 取扱者は、収納事務受託者から指定袋等が納品されたときは、発注書に基づいた内容であること及び不良品等の有無について確認し、収納事務受託者が求めたときは、受領印を押印するものとする。
- 4 取扱者は、納品された指定袋等の中から不良品等を発見したときは、恵庭市有料指定ごみ袋等不良品報告及び交換票(様式第11号。以下「不良品届」という。)により、直ちにその指定袋等を添えて収納事務受託者又は市長に報告するものとし、収納事務受託者又は市長は、その指定袋等と同様の規格の適合品である指定袋等と交換するものとする。
- 5 取扱者は、市民から指定袋等の不良品等が持ち込まれたときは、その指定袋等を確認し、適合品である指定袋等と交換するものとする。この場合において、取扱者は、直ちにその持ち込まれた指定袋等を添えて不良品届により収納事務受託者又は市長に報告し、その指定袋等と同様の規格の適合

品である指定袋等との交換を受けるものとする。

- 6 取扱者は、日計表により販売の管理を行うほか、指定袋等の在庫の状況について、四半期ごとに恵庭市有料指定ごみ袋等在庫管理報告書(様式第12号)により市長に報告するものとする。
- 7 取扱者は、納品された指定袋等の数量に応じた手数料の額から、その数量に応じた取扱店手数料の額をあらかじめ差し引いた金額を、手数料として収納事務受託者からの請求に基づき納付するものとする。
- 8 前項の取扱店手数料の額は、納品された指定袋等の数量に応じた手数料の額に100分の6を乗じて得た額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額(以下これらを「消費税相当額」という。)を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 9 取扱者は、指定袋等に係る書類について適正に保管し、市長から必要な報告を求められたときは、速やかに応じるものとする。
- 10 取扱者は、指定証を取扱店の店頭に表示するものとする。
- 11 取扱者は、市の廃棄物処理施策を理解し、協力するものとする。
- 12 取扱者は、規則第10条に規定する有料指定ごみ袋及びごみ整理券について、全種類を取り扱うものとする。

(指定の取消)

第10条 市長は、取扱者が第4条に規定する要件を欠いたとき、協定に違反したとき、又は不正な手段により指定袋等の販売を行ったときは、当該協定を解除した上、取扱店の指定を取り消し、登録を抹消することができる。

(取扱店の廃止等による清算)

第10条の2 取扱者は、第8条の規定により取扱店の廃止等を行った場合において、在庫分の指定袋等を返還し、家庭廃棄物処理手数料還付申請書(様式第13号)により市長に手数料の還付を申請することができる。この場合において、有料指定ごみ袋については1組、ごみ処理券については1冊単位とし、1枚単位での返還をすることはできない。

- 2 市長は、前項の返還及び申請が適正に行われたと認められる場合において、家庭廃棄物処理手数料還付通知書(様式第14号)により取扱者に手数料の還付を行うものとする。
- 3 前項の規定により、還付を行う手数料は、返還を行う指定袋等の数量に応じた手数料の額から第9条第8項に規定する取扱店手数料の額をあらかじめ差し引いた金額を還付するものとする。

(収納事務受託者及びその事務等)

第11条 市長は、指定袋等の円滑な販売及び手数料の確実な収納を行うため、収納事務受託者を定め、別に委託契約を締結するものとする。

- 2 収納事務受託者は、規則第10条の2の規定による手数料の徴収のほか、指定袋等の保管、配送、在庫管理等を行うものとする。
- 3 収納事務受託者は、指定袋等の保管に際し、屋根及び壁を有する土地に定着した建物内において指定袋等の保管量に応じて必要な面積を有し、かつ、火災、荷崩れ及び盗難の防止措置を講じている

場所を確保するものとする。

- 4 収納事務受託者は、指定袋等の管理については、常に適正に管理する体制を整え、取扱者からの発注の受付のため、24時間通年受付可能な通信機器等を設置するものとする。
- 5 収納事務受託者は、取扱者からの発注書に基づき恵庭市有料指定ごみ袋等配送管理票(様式第15号)を作成し、適正に在庫及び配送の管理を行うとともに、取扱店に指定袋等を配送したときは、取扱店から受領印を徴するものとする。
- 6 収納事務受託者は、毎月、納品した指定袋等の数量に応じた手数料の額を取扱店手数料等決定通知書兼請求書(様式第16号)により決定し、取扱者に請求するものとする。この場合において、1月の期間は、月の21日から翌月の20日とする。
- 7 収納事務受託者は、取扱者が指定した口座から手数料の口座振替をしたときは、取扱者に対して口座振替済通知書(様式第17号)を送付するものとする。
- 8 収納事務受託者は、指定袋等の取扱実績に応じた取扱店手数料相当額及び収納管理事務手数料を、収納管理事務手数料等請求書(様式第18号)により市長に請求するものとする。
- 9 前項の収納管理事務手数料の額は、取扱店に納品した指定袋等の数量に応じた手数料の額に100分の2を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 10 収納事務受託者は、取扱店ごとに集計した指定袋等の取扱実績について、毎月末日までに手数料収納内訳報告書(様式第19号)により市長に報告するものとする。この場合において、集計する期間は、報告する月の前月の21日から報告する月の20日までの1月とする。
- 11 収納事務受託者は、取扱店に納品した指定袋等の数量に応じた手数料の額のすべてを、納付された手数料として市長に支払うものとする。この場合において、取扱者が第9条第7項の規定による手数料の納付を行わなかったときは、収納事務受託者がその処理に当たるものとする。
- 12 収納事務受託者は、取扱者から収納した手数料を、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第164条及び恵庭市会計規則(平成9年規則第11号)第63条に規定する繰替払の方法により市長に納付するものとする。この場合において、収納事務受託者は、繰替払計算内訳書(様式第20号)を市長に提出するものとする。
- 13 収納事務受託者は、収納管理事務等に関する書類について、適正に管理及び保管するとともに、市長の求めに応じ提出するものとする。
- 14 収納事務受託者は、収納事務等に関する実績について、報告様式をもって市長へ提出するものとする。

(手数料等の決定通知)

第12条 市長は、収納事務受託者から報告された指定袋等の取扱実績に応じて、収納管理事務手数料、取扱店手数料及び手数料の額を決定し、収納管理事務手数料等決定通知書(様式第21号)により収納事務受託者に通知するものとする。

(調査)

第13条 市長は、手数料に係る収納事務等の処理状況について、必要な調査を行うことができる。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年3月1日から実施する。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この告示の実施の際現にこの告示による改正前の恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱第6条の規定により取扱店の指定を受けた者は、この告示による改正後の恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱第6条の規定により取扱店の指定を受けた者とみなす。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から実施する。

○恵庭市ボランティア清掃ごみ袋交付要綱

平成22年4月16日

告示第40号

(目的)

第1条 この告示は、清潔で快適な地域環境を維持するため清掃を行うボランティアに対し、ポイ捨てごみ用ボランティア袋及び草木類専用ボランティア袋(以下「ボランティア袋」という。)を交付することについて必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を促進することを目的とする。

(ボランティア清掃)

第2条 ボランティア袋の交付の対象となる清掃は、個人又は団体が地域の環境美化を目的に道路、公園その他公共の場所(以下「公共の場所」という。)を義務なく無償で行う清掃(以下「ボランティア清掃」という。)とする。

(ボランティア袋の交付)

第3条 市長は、ボランティア清掃を行う個人又は団体の代表者に対しボランティア袋を交付する。

2 ボランティア袋は、次の各号に掲げるボランティア清掃を行うものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める枚数を限度に交付する。

(1) 個人 10枚

(2) 団体 ボランティア清掃に参加する人数に2を乗じて得た枚数

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、前項の限度を超えて当該必要とする枚数を交付することができる。

(交付の申請)

第4条 ボランティア袋の交付を受けようとする者は、ボランティア袋交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、遅滞なくボランティア袋を交付するものとする。

3 第1項に規定する申請の受付は、別表に掲げる市の組織のほか、恵庭市環境美化等推進員において行うものとする。

(ボランティア清掃の方法)

第5条 ボランティア袋の交付を受けた者は、次に掲げる方法により、ボランティア清掃を行うものとする。

(1) ボランティア袋の交付を受けた者がボランティア清掃を行おうとするときは、事前に公共の場所を管理する者の了承を得てから清掃を行うものとし、ボランティア袋の使用方法、堆積場所等について当該公共の場所を管理する者と協議するものとする。

(2) ボランティア清掃のうち、ごみ拾いを行う場合にあってはポイ捨てごみ用ボランティア袋を使用し、除草等を行う場合にあっては草木類専用ボランティア袋を使用するものとする。

(3) ボランティア袋に収められたごみは、市の処理施設へ搬入又は市へ回収を依頼し処理するもの

とする。

(4) ボランティア袋に収められたごみの回収を市に依頼するときは、団体によるときはボランティア清掃を行う日の3日前までに、個人によるときはボランティア清掃が完了する日に電話等により行うものとする。

2 ボランティア袋の交付を受けた者は、当該交付を受けたボランティア袋が不要になったときは、ボランティア袋を市長に返還するものとする。

(受付簿の整備)

第6条 市長は、ボランティア袋交付簿(様式第2号)を整備し、ボランティア袋の交付について管理するものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、ボランティア袋に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から実施し、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年7月23日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市感染症予防対策本部設置要綱、恵庭市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱、恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱及び恵庭市ボランティア清掃ごみ袋交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

○恵庭市資源回収奨励金交付要綱

平成6年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年条例第4号)第7条の規定に基づき、再生資源の回収を自主的に行う団体に奨励金を交付することにより再生資源回収の促進とリサイクル意識の高揚を図り、もってごみの減量化と資源の有効利用の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源 紙類(新聞紙、雑誌、本、ダンボール及び紙パックをいう。以下同じ。)、紙製容器包装類(雑がみを含む。以下同じ。)、瓶類、金属類(エンジンがついていないものに限る。)、布類その他市長が認めるものであって、再利用できるものをいう。
- (2) 資源回収 資源を回収する行為をいう。
- (3) 回収業者 資源回収を業とする者をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、町内会、学校、PTA、老人クラブその他市長が適当と認めた団体であって、集団で資源回収を行う団体(以下「資源回収団体」という。)とする。ただし、回収業者など主として営利を目的とする法人を除く。

(資源回収団体の登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする資源回収団体は、恵庭市集団資源回収実施団体登録申請書(様式第1号)により、あらかじめ市に登録しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、申請を受理すべきものと認めるときは、速やかに登録の決定を行い、恵庭市集団資源回収実施団体登録決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 前項の登録を受けた資源回収団体は、申請した事項に変更又は抹消が生じたときは、恵庭市集団資源回収実施団体(変更・抹消)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第5条 奨励金は、前条に該当する資源回収団体に対して交付するものとする。

- 2 奨励金の交付は、前条の規定に基づく登録がなされた日から起算する。

(奨励金の交付額)

第6条 奨励金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額とする。ただし、100円未満の額は切り捨てるものとする。

- (1) 資源回収団体が回収した紙類、瓶類、金属類及び布類 回収総重量に1キログラムにつき3円を乗じて得た額

(2) 資源回収団体が回収した紙製容器包装類 回収総重量に1キログラムにつき6円を乗じて得た額

(交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする資源回収団体は、恵庭市資源回収奨励金交付申請及び請求書(様式第4号)に資源回収実績報告書(兼口座振替依頼書)(様式第5号)及び回収伝票(様式第6号)を添えて市長に提出するものとする。

(奨励金の交付方法)

第8条 市長は、前条による申請が適当と認めた場合は、当該年度の11月末日まで及び当該年度の翌年度の5月末日までの年2回に分け、それぞれ奨励金を交付するものとする。

2 奨励金は、口座振替により交付するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、虚偽その他の不正な手段により奨励金の交付を受けたことが判明したときは、その支給額の一部又は全部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、この要綱の実施の日から平成6年7月までの間に登録された資源回収団体に係る奨励金の交付は、平成6年4月から起算する。

3 第7条の規定に係わらず、平成6年の交付申請手続きは、次のとおりとする。

(1) 上半期は、4月から6月までの回収分とする。

(2) 回収伝票は、回収業者から受取る伝票の写しとし、当該伝票に重量以外の計算単位が記載されている場合は、別に定める基準によって換算した数値によるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

○恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱

平成 22 年 2 月 17 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域の美化並びにごみの減量及び資源化に理解があり、市と協働で市内の環境美化に取り組むボランティア活動に熱意がある市民を環境美化等推進員として登録することについて必要な事項を定めることにより、相互に協力して市内の生活環境を保全し、及び公衆衛生を向上させることを目的とする。

(環境美化等推進員の登録)

第 2 条 市長は、協働で市内の環境美化に取り組むボランティア活動に理解を持つ市民の中から次に掲げる方法により環境美化等推進員を登録する。

- (1) 町内会その他これに類する団体の代表者からの推薦
- (2) 公募

2 前項第 1 号の推薦は、恵庭市環境美化等推進員推薦書（様式第 1 号）によるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により推薦及び公募された者を環境美化等推進員として登録したときは、恵庭市環境美化等推進員登録完了通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(環境美化等推進員の活動)

第 3 条 環境美化等推進員は、市と協働して次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 環境美化に関する活動
- (2) 廃棄物及び資源物の分別並びに排出マナーの向上に関する活動
- (3) リサイクルの推進及び廃棄物の減量に関する活動
- (4) 不法投棄の通報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が市内の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために依頼する活動

2 市長は、前項の活動を円滑に行えるよう環境美化等推進員にスタッフベストを貸与する。

3 環境美化等推進員は、第 1 項の活動を行うときは、スタッフベストを着用するものとする。

4 環境美化等推進員が活動を行う範囲は、自己の居住する区域とするものとする。

(活動報告)

第 4 条 環境美化等推進員は、活動の状況その他環境衛生の向上に関することについて、定期的に市長に報告するものとする。

2 市長は、環境美化等推進員から報告された事項を精査し、環境衛生の向上に関する施策の推進に役立てなければならない。

(登録の取消し)

第 5 条 市長は、環境美化等推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 環境美化等推進員から登録の取消しの申出があったとき。
- (2) 生活環境の保全又は公衆衛生の向上に反する行為を常習していると認められたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境美化等推進員として登録することが不適當である事由があると市長

が認めるとき。

2 前項の取消しを行ったときは、恵庭市環境美化等推進員取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（災害補償）

第7条 市長は、環境美化等推進員がその活動の遂行中に受けた損害又は第三者に与えた損害については、市が加入する賠償責任保険m補償保険等の範囲内で補償する。

（活動に関する事務）

第8条 環境美化等推進員の活動に関する事務は、生活環境部において行う。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、環境美化等推進員登録制度の実施に必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年7月23日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市感染症予防対策本部設置要綱、恵庭市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱、恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱及び恵庭市ボランティア清掃ごみ袋公布要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

○恵庭市集合住宅に係るごみ保管場所設置等に関する指導要綱

平成16年3月18日

告示第42号

(趣旨)

第1条 この告示は、集合住宅におけるごみ保管場所の設置に係る協議その他集合住宅におけるごみの排出指導に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ保管場所 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号。以下「条例」という。）第2条第2項第8号に規定するごみ保管場所をいう。
- (2) 集合住宅 条例第14条第3項に規定する住戸数が2戸以上の住宅をいう。
- (3) 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年規則第8号。以下「規則」という。）第7条第2項に規定するごみ保管場所の管理者をいう。

(対象者)

第3条 この告示の対象となる者は、集合住宅を所有する者、集合住宅を建設しようとする者又は集合住宅の管理を請け負う者(以下「所有者等」という。)とする。

(ごみ保管場所を設置する位置)

第5条 規則第7条第1項第1号のごみ保管場所を設置する位置は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 集合住宅の敷地内であること。
- (2) 市街化区域内にあること。
- (3) 市が定めるごみ収集路線又は公道に面していること。
- (4) 収集作業を安全に行うことができ、かつ、収集効率の妨げにならないこと。

(ごみ保管場所の構造及び規模)

第6条 規則第7条第1項第2号のごみ保管場所の構造及び規模は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 収集作業が容易にできる構造であり、かつ、収集作業をするために必要な空間及び安全性が確保されていること。
- (2) ごみの散乱及び鳥獣による被害を防止することができる構造であること。
- (3) 1住戸につき、おおむね100リットルのごみを保管することができる規模であること。
- (4) ごみ保管場所の総保管容量が明確になっていること。
- (5) 「○○アパート入居者専用」等と明記した掲示プレートを設けること。

2 前項第3号において、敷地の状況等によりごみの保管容量を満たさずごみ保管場所を設置することができない場合は、次条に規定する管理者がごみ保管場所を清潔に保持するものとする。

(管理者の責務)

第8条 管理者は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) ごみ保管場所の清潔保持に関すること。
- (2) 入居者に対するごみの排出指導に関すること。
- (3) その他ごみ保管場所の適正管理に必要なこと。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この要綱実施の際、現にごみ保管場所を設置している者については、市長は、当該ごみ保管場所に生活環境上著しい支障が生じていると認める場合に限り、この要綱に定める指導を行うことができるものとする。

附 則

この告示は、平成29年5月30日から実施する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から実施する。

○恵庭市集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度実施要綱

平成 22 年 2 月 17 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、家庭廃棄物及び資源物を適正に分別し、排出マナーを遵守している集合住宅に係るごみ保管場所（恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年条例第 4 号）第 2 条第 2 項第 8 号に規定するごみ保管場所をいう。以下同じ。）を、優良保管場所として認定することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(優良保管場所)

第 2 条 優良保管場所の認定を受けることができるごみ保管場所は、別表に定める認定基準に適合するものとする。

(認定申請)

第 4 条 優良保管場所の認定を受けようとするごみ保管場所を有する集合住宅の所有者又は管理者は、当該認定を受けようとする日の 2 か月前の日までに優良保管場所認定申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、前項の所有者又は管理者は、認定を受けようとする日の 2 か月前の日以後においても申請書を提出することができる。

(審査及び認定)

第 5 条 市長は、申請書を受理したときは、当該申請されたごみ保管場所について、認定基準適合チェック表（様式第 2 号）により審査する。

2 市長は、前項の審査の結果、優良保管場所の認定をしたときは、認定書（様式第 3 号）及び証票を交付する。

3 前項の証票は、認定適合マーク（様式第 4 号）とし、申請のあった集合住宅におけるごみ保管場所の数に応じて交付するものとする。

4 証票は、優良保管場所として認定されたごみ保管場所に掲示するものとする。

5 市長は、第 1 項の審査の結果、認定基準に適合しない項目があるときは、認定基準適合チェック票の写しを添えてその旨を通知するものとする。

6 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から 1 4 日以内に市長に対して再審査の申出をすることができる。

7 前項の再審査の申出があったときは、市長は、当初の審査と同一の審査を行わなければならない。この場合において、なお認定基準に適合しない項目があるときは、市長は、認定基準チェック票の写しを添えて優良保管場所の認定をしなかった旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第 6 条 優良保管場所の認定を受けたごみ保管場所を有する集合住宅の所有者又は管理者（以下「認定を受けた者」という。）は、当該優良保管場所の位置、家庭廃棄物の保管場所の数その他家庭廃棄物の保管場所

に関する事項に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、規定による届出があったときは、当該届出の内容を確認しなければならない。この場合において、市長は、優良保管場所の認定を継続し難いような変更があると認めるときは、必要な補正を依頼するものとする。

（再認定審査）

第7条 市長は、優良保管場所について、毎年度再認定審査を行う。ただし、その年度中に優良保管場所の認定を受けたものを除く。

- 2 第5条第1項及び第5項から第7項までの規定は、前項の再認定の審査について準用する。

（環境美化等推進員の協力）

第8条 市長は、第5条第1項及び第7項の審査（前条第2項において準用する場合を含む。）及び第6条第2項の届出の確認を行うに当たっては、環境美化等推進員に調査を依頼することができる。

- 2 前項に規定する調査の依頼は、様式第6号による依頼書をもって行うものとする。

（認定適合マークの返還等）

第9条 認定を受けた者は、優良保管場所の認定を受けたごみ保管場所が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該家庭廃棄物の保管場所に引き続き認定適合マークを掲げてはならない。

- (1) 第7条の再認定の審査において認定基準に適合しないこととなったとき。
- (2) ごみ保管場所としての使用を廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、認定適合マークを掲示することができない事情が生じたとき。

- 2 市長は、優良保管場所が前項各号の事由に該当することを知ったときは、認定を受けた者に対して返還通知書（様式第7号）をもって認定適合マークの返還を求めるものとする。

（台帳の整備）

第10条 市長は、優良保管場所に関する事務を適正に管理するため、申請、認定及び証票の管理に係る台帳を整備しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年5月6日から実施し、改正後の恵庭市集合週宅排出ごみ等有料保管認定制度実施要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

○恵庭市し尿処理手数料減免取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号）第27条及び恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年規則第8号）第16条第2項第3号の規定に基づき経済的に恵まれない世帯に対し、し尿処理手数料を減免することにより市民の健康及び福祉を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯をいう。
- (2) 在宅高齢者世帯 次の各号いずれかに該当する世帯をいう。
ア 65歳以上の単身者の在宅世帯又は65歳以上の高齢者が在宅し、当該高齢者に扶養されている18歳未満の児童によって構成される世帯。
イ 60歳以上と65歳以上で構成される夫婦（以下「高齢者夫婦」という。）の在宅世帯又は高齢者夫婦が在宅し、当該高齢者夫婦に扶養されている18歳未満の児童によって構成される世帯。
- (3) 重度心身障がい者在宅世帯 次の各号いずれかに該当する世帯をいう。
ア 知的障がい者であって、精神発育の遅滞の程度が重度以上の者が在宅している世帯
イ 身体障がい者であって、身体の障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者等級のうち、2級以上の者が在宅している世帯
- (4) ひとり親世帯 世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童に限る。）を扶養している世帯をいう。

(対象者)

第3条 し尿処理手数料の減免を受けることができる者は、恵庭市内に住所を有する者であって、次に掲げる世帯のし尿排出者とする。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 前年分の所得税（前年分の所得税の課税状況を把握できない場合にあっては前々年分の所得税）が非課税の在宅高齢者世帯、重度心身障がい者在宅世帯又はひとり親世帯

(減免額)

第4条 し尿処理手数料を減免する額は、前条1号による場合は全額とし、前条第2号による場合は収集したし尿処理手数料の2分の1に相当する額とする。

(減免の手続)

第5条 し尿処理手数料の減免を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第16条に規定する手続を行う。

(減免の期間)

第6条 し尿処理手数料の減免は、前条の手続により減免を決定した日の属する月から当該決定した年度の末日の属する月まで、又は第3条に規定する対象者の資格が欠けた日の属する月までとする。

(減免の方法)

第7条 し尿処理手数料の減免の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号の対象者は、汲取り申込時に要件を満たすことを証する書類を提出した場合は全額を免除とし、し尿処理を実施する時点で納付があったものとする。
- (2) 第3条第2号の対象者は、当該対象者が支払ったし尿処理手数料を4か月ごとに集計し、該当集計額の2分の1の支払を受ける。

(減免の取消し)

第8条 市長は、偽りその他不正行為があったときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日（平成8年7月1日）から実施し、平成8年4月1日から適用する。
- 2 在宅老人世帯等に対するし尿処理手数料の減免に関する要綱（昭和61年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

恵庭市し尿処理券の返還の取扱いに関する要綱

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年規則第8号。以下「規則」という。）第13条第2項の規定に基づき、し尿処理券の返還に伴うし尿処理手数料の還付について必要な事項を定めるものとする。

(し尿処理手数料の還付申請)

第2条 し尿処理手数料の還付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、し尿処理手数料還付申請書（様式第1号）に返還しようとするし尿処理券を添えて、市長に提出するものとする。

(し尿処理手数料の還付)

第3条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに審査を行い、還付の可否を決定するものとする。

2 し尿処理手数料の還付を決定したときは、し尿処理手数料還付通知書（様式第2号）により申請者に通知し、前条のし尿処理手数料還付申請書に記載された金融機関の口座にし尿処理手数料を還付するものとする。

3 し尿処理手数料の還付を行わないときは、し尿処理手数料還付不可通知書（様式第3号）に提出されたし尿処理券を添えて、申請者に通知するものとする。

(台帳管理)

第4条 市長は、し尿処理手数料の還付を行った場合は、し尿処理手数料還付台帳（様式第4号）により、返還されたし尿処理券及び還付したし尿処理手数料を適正に管理するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。